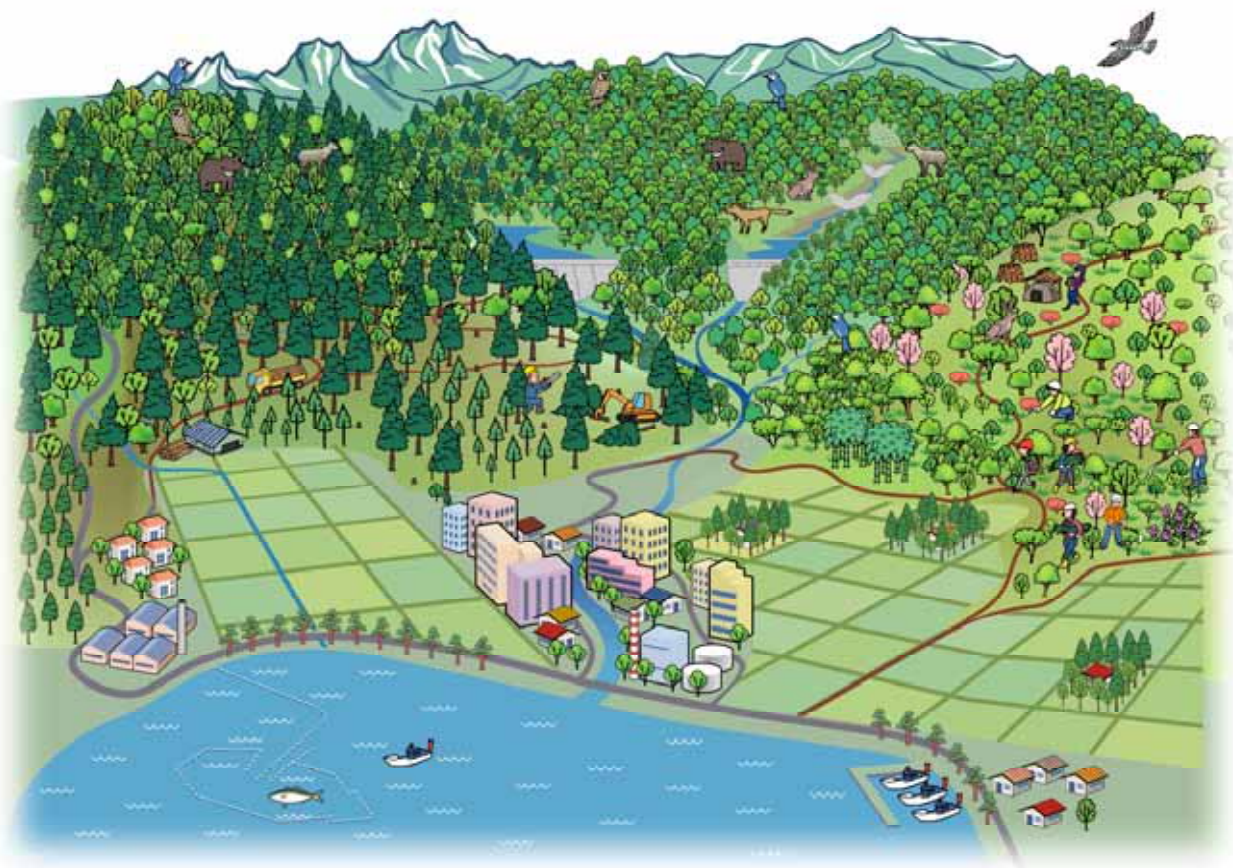


とやまの森づくり推進方策・財源検討委員会報告書

－「県民全体で支えるとやまの森づくり」の実現に向けて－



平成18年5月

とやまの森づくり推進方策・財源検討委員会

は じ め に

私たちの祖先は、豊かなとやまの森のもとで、その恩恵を最大限に享受しながら、森を守り再生する努力を積み重ね、現代に生きる私たちに、豊かなとやまの森を与えてくれました。

私たちは、先人から引き継いだこの「豊かなとやまの森」を、しっかりと守り育て、健全な姿で次の世代に引き渡さなければなりません。

しかし、「一昨年のクマ騒動」や「県西部を中心とした風雪被害林の発生」、「カシノナガキクイムシ被害の拡大」などが示すように、豊かであったとやまの森の変化が目立つようになりました。

かつては、そこに住む人たちの生活の中で継続的に利用されることによって維持管理されてきた里山、そして、林業を生業としていた人たちによって維持管理されてきた人工林でしたが、私たちの生活スタイルが変化したことによって里山が利用されなくなり、また、採算性の悪化により林業経営意欲が失われ、放置された人工林が増えつつあります。

まさに、とやまの森を守り育てるシステムが機能しなくなりつつあるのです。

そこで、とやまの森を県民全体で守り育てていく仕組みづくりを検討するため、平成17年5月に「とやま水と緑の森づくり検討委員会」が設置されました。

「とやま水と緑の森づくり検討委員会」では、「県民意識調査」や「森林所有者アンケート」の実施など県民の幅広い意見を聴きながら、現地検討を含め4回の検討委員会で議論を進めた結果、里山の再生・保全のあり方や、経済的に管理が困難な人工林の取り扱いなどについての一定の方針と、幅広い県民が森づくりに参加していく仕組みについて取りまとめられました。

さらに、平成17年11月に設置された「とやまの森づくり推進方策・財源検討委員会」に議論が引き継がれ、「とやま水と緑の森づくり検討委員会」における検討結果をベースに、

- ① 県民全体で支える森づくりの具体的な推進方策
- ② そのために必要な新たな財源の確保方策
- ③ 森づくりに関する総合的な条例の制定

などについて、パブリックコメントや県内2会場での県民説明会の際に寄せられた幅広い県民の意見を参考としながら、現地説明会のほか5回の検討委員会で議論を重ねてきました。

本報告書は、その検討内容を取りまとめたものです。

平成18年5月19日

とやまの森づくり推進方策・財源検討委員会
会 長 八 嶋 健 三

目 次

1 とやまの森の現状と課題

(1) とやまの森の恵み	1～2
(2) 天然林の現状と課題	3
(3) 人工林の現状と課題	4
(4) 県民全体で支える森づくりの必要性	5～6

2 県民全体で支える森づくりの具体的な推進方策

(1) 基本的な考え方	7
(2) 具体的な施策の考え方	8
(3) 具体的な施策	9～10
(4) 具体的な施策ごとの取組み	11～32
(5) 新たな施策の実施に見込まれる必要額	33～34

3 森づくりに必要な新たな財源の確保方策

(1) 税の導入	35～38
(2) 県民税均等割への超過課税	39
(3) 税 率	40
(4) 課税期間	40
(5) 名 称	40
(参考1：とやまの森づくりのための新たな税の仕組み)	41～42
(参考2：想定される税收規模により見込まれる施策（5年間）)	43
(参考3：水と緑の森づくり税（仮称）の管理の仕組み)	44
(参考4：水と緑の森づくりに関する県民意識調査結果（抜粋）)	45
(参考5：他県の森づくりに関する財源（税）の導入状況)	46

4 森づくりに関する条例に盛り込むべき項目	47～50
ま と め	51～52
県民が支えるとやまの森づくりに関する検討経過	53
とやまの森づくり推進方策・財源検討委員会委員名簿	54
とやまの森づくり推進方策・財源検討委員会設置要項	55
〈 資料集 〉	
「とやま水と緑の森づくり検討委員会」提言	56～57
本県の森林資源の現況	58～59
とやまの森の公益的機能の評価について	60～63
水と緑の森づくりに関する県民意識調査等の概要	64～71
用語の解説	72～77

1 とやまの森の現状と課題

(1) とやまの森の恵み

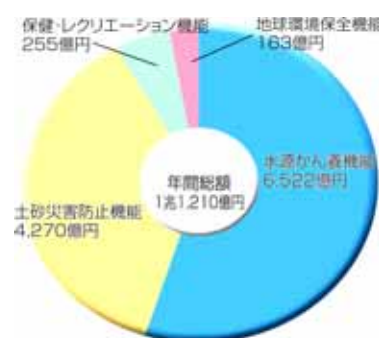
県土の3分の2(284千ha)を占める森林は、植生自然度本州一と評価され、多種多様な動植物の生息・生育環境として優れているばかりでなく、洪水や山崩れ、なだれなどの災害から県民の生命や財産を守り、また、そこから流れ出す豊かで清らかな水は、飲料水や農業・工業用水として利用されるとともに、豊かな水産資源を育んでいます。一方では、森林浴やレクリエーションの場になるなど、私たちの心身や生活を豊かにしてくれるという一面も持っています。このように、とやまの森はこれら様々な公益的機能を発揮し、県民の生活と本県の産業を支えてきました。



豊かな水を育むとやまの森(高岡市)

(とやまの森の公益的機能の評価)

その価値を実感することは難しいものですが、森林の公益的機能を評価する一例として、平成13年に日本学術会議が公表した全国森林の公益的機能評価試算があり、これに基づく方法で本県の森林を評価すると、年間約1兆1千億円(県民一人あたり約100万円)になると試算されています。



富山県の森林の公益的機能評価額

(県民の森への関心)

平成17年8月に実施した「水と緑の森づくりに関する県民意識調査」で、今後とも重点的に守っていきべき森林の機能について聴いたところ、災害の防止、二酸化炭素の吸収、水源のかん養、など森林の持つ公益性に対する関心が高いことがわかりました。

(県民生活を支える森)

しかし、これら県民の関心の高い公益的機能のほかにも、県民はとやまの森から直接または間接的に様々な恵みを享受しています。

富山県人は、米と魚介類をよく食べていますが、県民が気づきにくい間接的な森の恵みの一例として、この富山県人が大好きな米・魚介類ととやまの森との間の密接な関わりがあげられます。

本県は水田率が約95.9%と全国一高く、稲作がたいへん盛んで、生産される富山米はおいしさにも定評があります。本県で米づくりが盛んになった背景の一つとして、豊富な水に恵まれていることがあるとされています。とやまの森が蓄え育んだ豊かな水は、本県の米づくりを支えているのです。

また、富山湾からはホタルイカやシロエビ、ブリなど様々な魚介類が季節に応じて水揚げされています。富山湾が豊富な魚介類を育てている理由の一つとして、森が育んだ栄養分を含んだ水を多くの河川が富山湾へ多量に運び込み、良好なえさ場を育てていることにあるとされています。とやまの森が蓄え育んだ豊かな水は、本県の豊富な魚介類を育てているのです。そのため、近年では「森は海の恋人」ともいわれ、漁協などでも森づくりへの関心が高まっており、本県でも、上下流連携による森づくり活動が行われています。



上下流連携による森づくり

これらはほんの一例にすぎませんが、この他にもとやまの森は様々な恵みを私たちに与えており、幅広く県民の安全・安心・快適な生活を支えています。

(2) 天然林の現状と課題

(天然林の現状)

標高 600m以上の山地帯の民有林では、その 8 割がブナを中心とした天然林となっており、優れた景観を醸しだすとともに、多種多様な野生動物の生息環境としても優れたものとなっています。これら奥地の天然林については、採算性の面や自然保護の観点から木材生産が行われず、多くは本来の植生により成熟に向かっています。

標高 600m以下の丘陵地帯には、5 7 千 ha の天然林が存在し、そのほとんどがかつては薪炭林として利用され再生したコナラを中心とした二次林となっています。



山地帯の天然林を代表するブナ林
(富山市)

(里山の課題)

しかし、かつて山村住民の生活とのかかわりの中で維持・管理されてきた里山は、昭和 3 0 年代以降の燃料革命をはじめとした生活様式の変化や山村の過疎化の進行により利用されなくなり、暗い林へとその姿を変えつつあります。

これにより、明るい林を好む希少な動植物が減少する一方で、クマなどの大型動物が人里近くまで活動域を広げる要因にもなっていることから、生物多様性の保全や野生生物との共生を目指した里山の保全・整備が新たな課題となっています。



クマ出没地への知事視察 (南砺市)

(放置された竹林の課題)

また、里山の一部では、放置された竹林の拡大が問題となっています。特に、移入種であるモウソウチクは、発生からわずかな期間で生長するとともに、拡大速度も速く、他の植物が生育する新たな空間が発生しにくい状況となっています。このように、放置された竹林では、水土保持や生物多様性保全などの公益的機能が低い状態となっており、これら竹林の整理が緊急の課題となっています。



放置された竹林内の状況 (朝日町)

（３）人工林の現状と課題

（人工林の現状）

本県の森林の約１９％にあたる５３千 ha がスギを中心とした人工林ですが、この人工林率は全国平均の４１％と比べて低く、４７都道府県中４６位となっています。

民有林人工林のうち、保育が必要とされる７齢級（３０～３５年生）以下のものが約４割を占めており、長伐期施業において保育の対象とされる９齢級（４０～４５年生）までを含めると、実に約７割が手入れが必要な状況となっています。

（放置人工林の問題点）

しかし、所有山林が５ha 未満の小規模森林所有者が８割を占めるなど、本県の林業経営基盤は脆弱であることや、木材価格の低迷による林業採算性の悪化等により、森林所有者の森林管理意欲が低下したことなどから、必要な手入れのなされていないいわゆる「放置人工林」が民有林では２４千 ha にもおよんでいます。

これら放置人工林では、手入れ不足により林内が暗くなることから、下草や低木が乏しく、また、土壌の発達も悪いため、生物多様性や水土保持機能が低くなります。さらに、木の高さに対して幹が細い傾向があり、雪害などの気象害を受けやすくなることから、被害が発生した場合には、森林の消失により公益的機能が急激に低下します。

（木材生産の重要性）

一方、森林から生産される木材は再生産可能な資源であり、持続的に生産・利用することは、これからの資源循環型社会の構築には不可欠となっています。また、森林は地球温暖化防止のための二酸化炭素吸収源としても期待されています。

（人工林整備の課題）

これらのことから、人工林では、若齢段階での適切な間伐など保育の実施や、壮齢段階での強度の抜き切りなどにより林内を明るくし広葉樹や下草の侵入を図るなど、水土保持などの公益的機能を確保しつつ、木材生産との両立を図ることが必要となっています。



適切な手入れが行われた人工林
（富山市）



手入れがなされず荒廃した人工林
（富山市）



冠雪被害林の状況（小矢部市）

(4) 県民全体で支える森づくりの必要性

これら荒廃が懸念される森林をいかに守り、将来に引き継いでいくかという課題に対処するためには、これまで森林所有者やその他一部の担い手に委ねられてきた森づくりを、森林がもたらす多様な恵みにより全ての県民が安全・安心・快適な生活を営むことができることを認識し、**県民全体でとやまの森づくりを支えることが大切です。**

そのためには、県民、事業者、森林所有者等が**県民全体でとやまの森づくりを支える**という目的の共有化が必要です。

また、森林所有者などによる健全な林業経営を通じて森林を維持管理していくという既存の取組みを着実に進める一方で、新たな県民主体の森づくりを推進するためには、県民の主体的な森づくり活動への参加や、その費用を広く分担してもらう仕組みが必要です。

県民全体で森づくりの費用を広く分担することは、「**県民の森づくりへの意識や関心を高めること**」や「**森づくり活動に直接参加できない県民も費用を負担するという形で間接的に森づくり活動に参加できること**」などの効果が期待できます。

県民全体で支える森づくりの一例



市民による森づくり活動（南砺市）



企業による森づくり活動（南砺市）

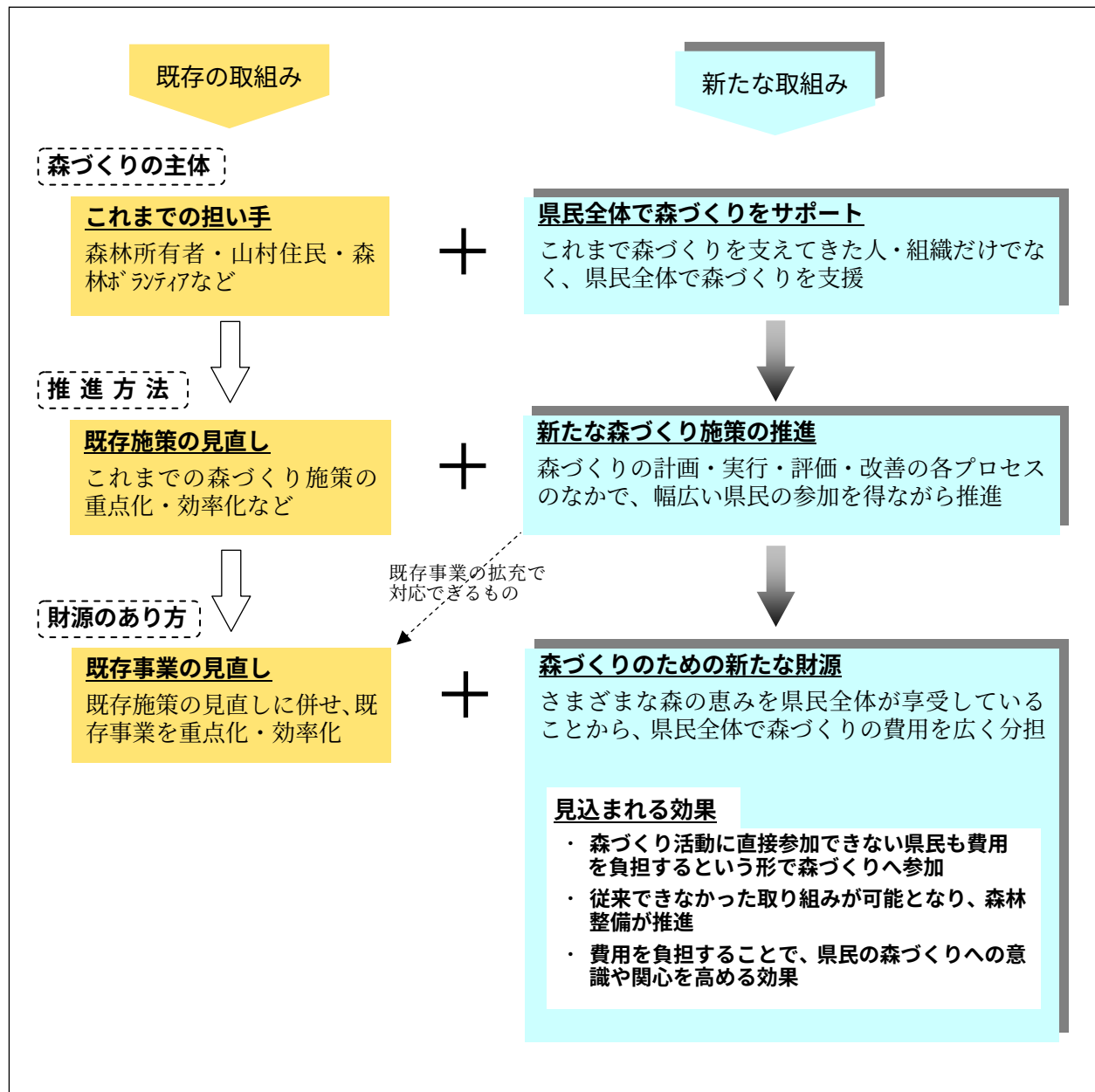


中学生による森林整備活動（富山市）



高度な技術を持つボランティアによる森林整備活動（高岡市）

「県民全体で支える森づくり」の推進方策



2 県民全体で支える森づくりの具体的な推進方策

(1) 基本的な考え方

とやまの森は、木材生産の場としてだけではなく、水源のかん養、土砂災害の防止、二酸化炭素の吸収、生物多様性の保全、森林レクリエーションの場の提供など、様々な公益的機能を発揮しています。これら森林がもたらす多様な恵みにより、全ての県民が安全・安心・快適な生活を営むことができることを認識し、県民一人ひとりが森づくりの重要性と果たすべき役割について考え、県民全体でとやまの森を支える取組みが必要です。

その具体的な取組みを進めるにあたっては、**森林の公益的機能を持続的に発揮させるための取組み**と、それを**計画的に推進する体制づくり**や**森を支える人づくり・地域づくり**といった取組みを総合的に展開することが重要です。

これらを踏まえ、県民全体で支える森づくりは、次の5本の柱で取組むべきと考えられます。

1 とやまの森のプランづくり

とやまの森を守り育てるための計画づくりと、その実行・評価・改善を県民参加により推進します。

2 とやまの森を支える人づくり

豊かで美しいとやまの森を守り育てるための人づくりや地域づくりを推進します。

3 人と自然が共生し、学び、ふれあう森づくり

地域資源としての木材生産や森林環境教育の場など地域のニーズや森林の状態、生息・生育する動植物に応じた多様な里山を整備するとともにその利活用を推進します。

4 安全、安心、快適な生活を守る森づくり

災害防止や水資源のかん養など様々な公益的機能により、県民の安心・安全・快適な生活を守っているとやまの森の適切な整備・管理・保全を推進します。

5 資源循環型社会を支える森づくり

循環型社会の構築や地球温暖化防止などの役割が期待される人工林における持続的な木材生産と生産される木材や間伐材などの利活用を推進します。

（２）具体的な施策の考え方

現行の森づくり施策は、主に森林所有者の健全な林業経営を通して森林整備を推進するという国の制度の枠組みの中で行われています。そのため、里山の再生や森林所有者による管理が困難で放置された人工林などへの取組みは困難となっています。

（新たな視点による施策）

この現状を踏まえ、県民全体で支える森づくりは、森林の公益的機能を持続的に発揮させるための幅広い取組みを行うことを目的とすることから、現行施策による取組みを、状況に応じて重点化・効率化などしながら推進する一方で、現行施策では取組むことができなかった里山の再生整備や放置人工林の針広混交林化などについて新たな視点による施策にも積極的に取組む必要があります。

新たな視点による施策を具体化するにあたっては、次の３点が重要と考えられます。

ア 県民全体に受益を提供するものであり、その成果が実感できるものであること。

イ 既存の施策では取り組めない独自性や先進性があること。

ウ 森林所有者の財産形成を主目的とするものでなく、森林の公益的機能を持続的に発揮させるものであること。

（「とやま水と緑の森づくり検討委員会」の検討結果を踏まえた施策）

加えて、「とやま水と緑の森づくり検討委員会」の検討結果を踏まえ、

- ・森林の保全・整備にあたっては、天然林では積極的に手を加える場所、極力人手を加えない場所に区分し、人工林では公益的機能の維持・向上により一層の重点を置き、木材生産を主体とする場所を限定するなど、森林の状態や立地条件に加え地域ニーズ等を反映した多様な森づくりを目指すこと。
- ・県民参加による森づくりの推進にあたっては、計画、実行、評価、改善（PDCA サイクル）の各プロセスのなかで、幅広い県民の参加を得ながら進めること。

が、具現できる施策も重要です。

（県民からの提案を活かす仕組み）

また、森づくりに関して県民の意見を反映することも、県民の森づくりへの関心を高めるうえで重要であると考えられます。県民全体で支える森づくりの趣旨に照らして、効果が期待されるような新たな視点での提案に対して、施策に反映するなど県民の意見を活かす仕組みも必要と考えられます。

(3) 具体的な施策

(1) で提案した「取組みの5本柱」や(2)で述べた具体的な施策の考え方をもとに、次のような具体的な施策が考えられます。

※各施策末尾の()は、(4)具体的な施策ごとの取組みの掲載ページ

1 とやまの森のプランづくり

取組み項目	① 県民の参画によるとやまの森のプランづくり	
具体的な施策	主な 現行施策	・ 森林法に基づく地域森林計画等の策定(P11)
	新たな 施策	・ 県民参加でとやまの森づくりを進めるためのプランの策定(P11) ・ 森づくりプラン策定を支援する森林情報の整備・提供(P12)
取組み項目	② とやまの森のプランに基づく森づくりの評価・改善	
具体的な施策	新たな 施策	・ 県民参加によるとやまの森づくりの評価・改善の推進(P13)

2 とやまの森を支える人づくり

取組み項目	③ とやまの森を支える人・組織づくり	
具体的な施策	主な 現行施策	・ 林業人づくり対策事業(P14) ・ 林業労働対策事業(P14) ・ 森林組合育成指導(P14)
	新たな 施策	・ 森林ボランティアの活動促進(P15)
取組み項目	④ とやまの森を支える県民の意識醸成	
具体的な施策	主な 現行施策	・ 森林・林業の普及啓発(P16)
	新たな 施策	・ 県民全体でとやまの森づくりを支える気運を高める取組みの推進(P16) ・ 森林環境教育の推進(P17) ・ 森林の大切さの普及・広報活動の推進(P18)

3 人と自然が共生し、学び、ふれあう森づくり

取組み項目	⑤ 県民協働による里山の再生整備や利活用の促進	
具体的な施策	新たな 施策	・ 県民が主体となって行う森づくり活動の促進(P19) ・ 公益的機能の向上のための里山整備の促進(P20～22)

4 安全、安心、快適な生活を守る森づくり

取組み項目	⑥ 林業経営として手入れが困難な人工林の整備・管理	
具体的な施策	主な現行施策	・ 治山事業、保安林の整備管理(P23)
	新たな施策	・ 収益が見込めない放置人工林の針広混交林化の推進(P24～25)
取組み項目	⑦ 豊かで広大な天然林の維持・保全	
具体的な施策	主な現行施策	・ 治山事業、保安林の整備管理(P26) ・ 森林病虫害等防除(P26)
	新たな施策	・ 豊かで広大な天然林における新たな維持・保全の推進(P26～27)
取組み項目	⑧ 公益的機能の高い森づくり技術の研究・開発	
具体的な施策	主な現行施策	・ 林業技術の開発研究(P28)
	新たな施策	・ とやまの森の新たな保全・管理技術の活用(P28)

5 資源循環型社会を支える森づくり

取組み項目	⑨ 持続的な木材生産の推進	
具体的な施策	主な現行施策	・ 森林整備事業（造林事業）(P29) ・ 林道事業(P29) ・ 森林整備地域活動支援交付金事業(P29)
	新たな施策	
取組み項目	⑩ 県産材等の木質資源の利用促進	
具体的な施策	主な現行施策	・ 地域材の振興(P30) ・ 木材産業等への資金の支援(P30)
	新たな施策	・ 森づくりを支える県産材等の利用促進(P31)
取組み項目	⑪ 資源循環型社会を支える森林・林業技術の開発研究	
具体的な施策	主な現行施策	・ 木材加工利用技術の開発研究(P32) ・ 林業技術の開発研究(P32)
	新たな施策	・ 新たな県産材等利用技術の開発(P32)

(4) 具体的な施策ごとの取組み

とやまの森が直面している様々な課題に対処するには、(3)で述べた具体的な施策ごとに、次のような取組みが想定されます。

1 とやまの森のプランづくり

主な現行施策

新たな施策

① 県民の参画によるとやまの森のプランづくり

○ 森林法に基づく地域森林計画等の策定

- ・ 県の地域森林計画（伐採、造林、林道、保安林の整備目標など）の策定や市町村森林整備計画の策定支援。
- ・ 森林所有者が自主的に認定を受ける森林施業計画の策定への支援。

☆ 県民参加でとやまの森づくりを進めるためのプランの策定

【具体的な取組み】

- ・ 今後の森づくりの基本指針である「とやまの森づくり基本指針」の策定。
- ・ 全県的な森づくりの計画の大枠となる「とやまの森づくりプラン」の策定とその周知。
- ・ 森づくりの具体的な計画である「市町村森づくりプラン」を策定するための支援。
- ・ 市町村森づくりプラン策定にあたり、地域や森林所有者及び幅広い住民との合意形成を図るための「森づくり協働会議」開催への支援。

【施策の目的】

森林の状態や立地条件に加え、地域ニーズ等を反映した多様な森づくりを県民参加により進めるための基本指針や計画の策定。

【新たな施策として行う理由】

地域の森づくりについて、森林所有者や地域住民等が自ら、意見・提案などを行う仕組みを整備することにより、県民の意見を森づくりに反映し、森づくりへの県民参加を推進するための重要な施策であるため。

☆ 森づくりプラン策定を支援する森林情報の整備・提供

【 具体的な取組み 】

- ・ 森づくりに関する様々な情報を効率的に処理し、インターネット等を通じた県民に分かり易い形で情報発信するための「とやまの森づくり総合情報システム」（森林G I S）の整備。

【施策の目的】

とやまの森の状態、森林整備活動の取り組みやその成果などを広く情報発信することで、森づくりプランの策定やその評価・改善の支援、「とやまの森づくりサポートセンター」業務の支援、県民の森づくりへの意識醸成などを行うため、本県の森林に関する情報を総合的に整備するとともに、広く県民に情報を発信できる体制を整える。

【新たな施策として行う理由】

森林G I Sの整備は、現行施策の効率的な実施にあたっても有効なツールとなるが、特に、地域の森づくり関係者の合意形成や県民への森づくりに関する総合的な情報の提供など、県民参加による森づくりの推進に必要不可欠であるため。

② とやまの森のプランに基づく森づくりの評価・改善

☆ 県民参加によるとやまの森づくりの評価・改善の推進

【 具体的な取組み 】

- ・ 森づくりの計画や実行に対して、県民から寄せられた意見などをもとに計画・実行の評価を行うとともに、それらの改善を行う体制をつくる。

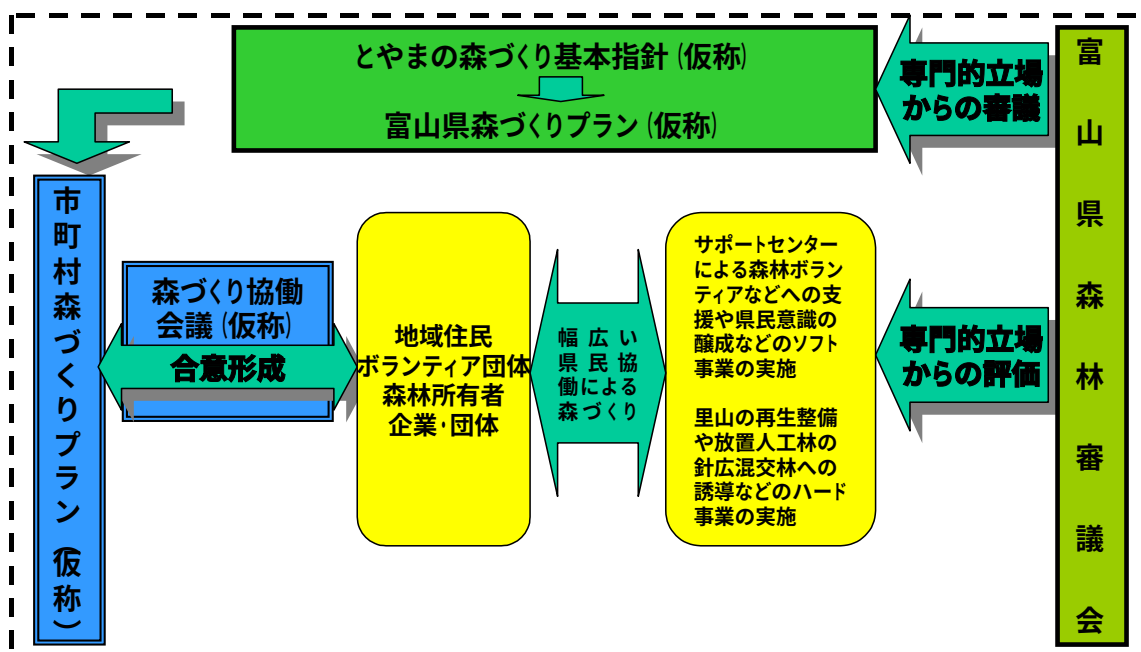
【施策の目的】

森づくりの計画や実行について評価や改善を行う仕組みを構築し、より実効性のある森づくりを推進する。

【新たな施策として行う理由】

広く県民から寄せられた意見などをもとに、森づくりの評価や改善を行う体制をつくる施策であり、県民参加による森づくりの推進に必要な施策であるため。

とやまの森づくりの推進体制



2 とやまの森を支える人づくり

③ とやまの森を支える人・組織づくり

○ 林業人づくり対策事業

- ・ 森林・林業に関する広い専門的知識や技術を有する森林管理技術者の養成。
- ・ 林業担い手の育成・確保を図るための広報活動や求人求職情報の収集・提供。
- ・ 森林整備に必要な知識や技術を有するボランティアを養成・活用し、県民参加の森づくりを推進。

○ 林業労働対策事業

- ・ 林業労働者の安全衛生対策、就労環境の整備を図るとともに、林業労働者の定着促進・育成及び県民参加の森づくりに関する諸対策について助成。

○ 森林組合育成指導

- ・ 森林組合の健全な発展・経営基盤強化のための指導・研修や森林境界明確化への支援。

☆ 森林ボランティアの活動促進

【 具体的な取組み 】

- ・ ボランティア、活動フィールド、指導者等の登録制度を作り、県民参加の輪を広げる。
- ・ 新たなボランティア団体の組織化と活動を支援。
- ・ ボランティアと森林所有者との橋渡し。
- ・ 企業の森づくりの環境を整備。
- ・ 資機材の貸出や保険加入の支援。
- ・ 専門家による技術的なアドバイスや研修。

【施策の目的】

平成17年10月に設置された「とやまの森づくりサポートセンター」を活用し、活動グループ間の連携や専門家による技術的なアドバイスの実施などの幅広い支援を行うことにより、県民参加による森づくり活動を促進する。

【新たな施策として行う理由】

「とやまの森づくりサポートセンター」は、これまでの森林ボランティア関連施策に加え、ボランティア関連情報の一元化や専門家による技術的なアドバイスなど、広く一般県民が森づくり活動に参加できるよう支援を行うものであるため。

取組みのイメージ



ボランティアと森林所有者との橋渡し



ボランティアや企業による
森づくり活動の環境整備



専門家による技術的なア
ドバイスや研修の実施

④ とやまの森を支える県民の意識醸成

○森林・林業の普及啓発

- ・花とみどりの少年団の活動に対する支援。
- ・「とやま森の祭典」等の開催。
- ・フォレストリーダーを活用した県民に対する森林教室の開催。
- ・流域を単位とした地域社会全体で森を守り育てる体制づくりと森林整備の推進。
- ・有峰森林文化村における語り部講やレンジャー活動など森林文化活動の推進。

☆ 県民全体でとやまの森づくりを支える気運を高める取組みの推進

【 具体的な取組み 】

- ・とやまの森づくりを進めるにあたって、県内各界各層の代表者や有識者から意見などをいただく新たな組織の設置。

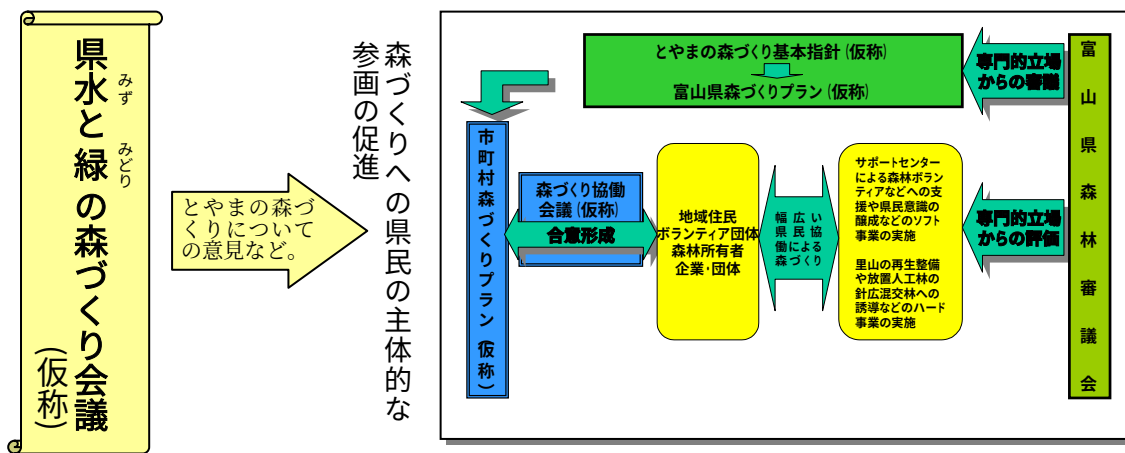
【施策の目的】

県内各界各層からの意見などをいただき、とやまの森づくりを県民全体で支える気運を高める。

【新たな施策として行う理由】

県民全体で支える森づくりの推進のため、県内各界各層の意見を取り入れることは、県民が一体となって森づくりを支えていくための重要な施策であるため。

新たな組織の設置



☆ 森林環境教育の推進

【 具体的な取組み 】

- ・ 教育機関や森林インストラクターなどと連携した森林環境教育の指導者の育成やカリキュラムの充実。
- ・ 森林の大切さを教える副読本の製作・配布。
- ・ 木の良さを体感するための教育施設の県産スギ床材などへの置き換え。
- ・ 県産材を使用した木工キットの配布・製作。

【施策の目的】

県民一人ひとり、特に次代の森づくりを支える子供たちが、森林に関する多様な体験活動などを通じて森林の大切さや役割について学ぶ「森林環境教育」の機会を提供していくための取り組みを推進する。

【新たな施策として行う理由】

次代の森づくりを支える子供たちが、森林に関する多様な体験や活動などを通じて森林の大切さや役割について学ぶ「森林環境教育」は、将来にわたる県民参加の森づくりを支える重要な施策であるため。

取組みのイメージ



教育施設における内装の木質化
(黒部市立三日市小学校)



木の良さを体感するための教育施設
の木質化 (小矢部市立津沢小学校)



県産材を使った木工キットの配布・製作
(健康と元気もり森 in 吉峰)

☆ 森林の大切さの普及・広報活動の推進

【 具体的な取組み 】

- ・ 「森づくりシンポジウム」「とやまの里山ウッドクラフト展」などのイベントを総合的に実施する「とやま県民森づくりの日」の開催。
- ・ 森の現状の体感や森づくりを体験するツアーや森の清掃活動への支援。
- ・ 森を見て・触れて・体験できる情報を満載したマップを地域が主体となって製作・配布。
- ・ 広報誌・ビデオ等の制作・配布。
- ・ とやまの森の豊かさなどの情報を発信するホームページの充実。
- ・ 近年、注目されている森林療法など、森林の新たな効用のPR。

【施策の目的】

森林・林業の現状とその大切さや役割を多くの県民が理解することにより、県民参加の森づくりへの関心を高めるため、積極的な情報の発信や各種イベントの開催などの取り組みを推進する。

【新たな施策として行う理由】

森林・林業の現状とその大切さや役割などについて幅広く普及・広報することは、多くの県民がこれらを理解し、もって将来にわたって県民が一体となって森づくりを支えていくための重要な施策であるため。

3 人と自然が共生し、学び、ふれあう森づくり

⑤ 県民協働による里山の再生整備や利活用の促進

☆ 県民が主体となって行う森づくり活動の促進

【 具体的な取組み 】

- ・ クマとの棲み分けや景観の改善などの里山整備や竹林の整理などの森づくり活動への支援。
- ・ 里山の再生整備や利活用をモデル的に推進する「美しいとやまの里山」の設定と実施への支援。
- ・ 森づくり活動の条件整備としての森林境界の確認や森づくり協定の締結、地域における里山の管理計画策定への支援。
- ・ 地域が主体となって行う森づくり活動のリーダーとなる人材の養成。
- ・ 森林所有者が提供する森林を意欲のある県民が利用料を払って使用する「里山オーナー制度」への支援。
- ・ 様々な里山の整備・管理方法の調査・研究の推進。

【施策の目的】

里山の整備には、目的を持って継続的な整備を続けることへの合意と、そのための労働力の確保、森林の状態に応じた適切な施業などが求められることから、その主体となるボランティアや地域住民に対し、様々な支援を行い、県民参加の森づくりを推進する。

また、自然界のバランスを保ち、県民の生活を支えている豊かな森林生態系を保全・保護するため野生生物等との共生に取り組む。

【新たな施策として行う理由】

県民自らが主体的に森づくりに関わることへの支援であるとともに、その結果、里山などの整備が促進され、森林の公益的機能が高度に発揮されるとともに、野生生物との共生や生物多様性の保全が図られ、その受益が広く県民に及ぶと考えられるため。

取組みのイメージ



里山オーナー制度への支援



地域住民の協力による森づくり活動への支援

☆ 公益的機能の向上のための里山整備の促進

(1) 森林環境の保全のための里山整備

【具体的な取組み】

- ・ 野生動物との棲み分けや生物多様性の保全、森林浴や環境教育の場の提供など多様な公益的機能の発揮が期待される里山の整備。
- ・ 人とクマとの共生を目指すための暫定指針に沿った里山の整備。

【施策の目的】

野生動物との棲み分けや貴重な動植物の保全、森林環境教育の場など森林の保健・文化的活用など、多様な公益的機能の発揮が特に期待されるものの、長期間放棄されている里山の早急かつ確実な整備を推進する。

【新たな施策として行う理由】

里山の公益的機能を向上させることを目的とした施策であり、その結果、生物多様性の保全や森林の保健・文化機能だけでなく、防災機能の向上も図られるなど、その受益が広く県民に及ぶため。

【当面緊急に整備が必要な森林】

310ha ※ 地域の自主的な取組みとして、旧31市町村で各10ha程度の整備が想定されるため。

取組みのイメージ（クマとの棲み分けを目的とした里山の整備）



(実施箇所：魚津市 小川寺)

長期間の放置により暗くなり、クマの出没が懸念される林

クマとの棲み分けのため、明るい林へと整備



☆ 公益的機能の向上のための里山整備の促進

(2) 防災機能の高い森林へ整備

【具体的な取組み】

- ・ 集落や道路周辺における森林を防災機能など公益的機能の高い森林へと整備。

【施策の目的】

集落や道路に近接しているなど、特に森林の防災機能の発揮が期待されるものの、長期間放棄され公益的機能の低下が著しい里山の早急かつ確実な整備を推進する。

【新たな施策として行う理由】

里山の公益的機能を高度に発揮させることを目的とした施策であり、その結果、森林の防災機能の向上が図られるだけでなく、その他の公益的機能の向上も見込まれるなど、その受益が広く県民に及ぶため。

【当面緊急に整備が必要な森林】

700ha ※ 里山地域の森林（約 57 千ha）で、集落や道路周辺などに近接しているものの（約 2,800ha）のうち当面緊急に整備が必要な森林。

取組みのイメージ（道路や電線などライフライン周辺森林の整備）



樹木が近接し、危険な
状態となった電線

支障となる樹木を除去し、
電線の安全を確保



☆ 公益的機能の向上のための里山整備の促進

(3) 竹 林 の 整 理

【 具体的な取組み 】

- ・ 放置された竹林や周辺森林に拡大している竹林など、公益的機能の低下が著しい竹林の整理。

【施策の目的】

集落や道路に近接しているなど、森林の公益的機能の発揮が期待されるものの、長期間放置され公益的機能の低下が著しい竹林の早急かつ確実な整理を推進する。

【新たな施策として行う理由】

里山の公益的機能を高度に発揮させることを目的とした施策であり、その結果、森林の防災機能の向上が図られるだけでなく、その他の公益的機能の向上も見込まれるなど、その受益が広く県民に及ぶため。

【当面緊急に整備が必要な森林】

300ha ※ 県内の竹林（約800ha）のうち、周辺へと拡大しているもの。

取組みのイメージ（スギ林に拡大したモウソウチクの整理）



モウソウチクの拡大により
林内が暗くなり、下草など
が消失したスギ林

モウソウチクを除去すること
で林内を明るくし、広葉樹や
下草の侵入を誘導



4 安全、安心、快適な生活を守る森づくり

⑥ 林業経営として手入れが困難な人工林の整備・管理

○治山事業（復旧治山、地すべり防止、なだれ防止林造成など）・保安林の整備管理

- ・ 森林の公益的機能を高度に発揮させるための、保安林等における森林整備や防災施設整備。

☆ 収益が見込めない放置人工林の針広混交林化の推進

(1) 針広混交林への誘導

【具体的な取組み】

- ・生活域に近接するなど、公益的機能の維持・向上が求められる放置人工林を針広混交林に誘導。

【施策の目的】

長期間放置され荒廃した人工林の機能回復を図り、将来にわたり多面的機能の発揮を確保するため、維持・管理に人手のかからない針葉樹・広葉樹の混在する針広混交林へ誘導する。

【新たな施策として行う理由】

森林所有者の自助努力だけでは整備が困難な人工林における公益的機能の高度発揮を目的とした施策であり、その受益が広く県民に及ぶため。

【当面緊急に整備が必要な森林】

2,400ha

※ 手入れが必要でありながら手入れが実施されていない人工林（約24千ha）のうち、生活域に近接している放置人工林で当面緊急に整備が必要な森林。

取組みのイメージ（放置人工林の針広混交林への誘導）



手入れされず林内が暗くなり、
下草などが消失したスギ林



（実施箇所：立山町 四谷尾）

強度の抜き切りにより林内を
明るくし、広葉樹や下草の侵
入を誘導



☆ 収益が見込めない放置人工林の針広混交林化の推進

（２）風雪被害林の復旧整備

【 具体的な取組み 】

- ・風雪被害を受けた人工林について、倒木を処理し、一部広葉樹を導入するなど、公益的機能の高い森林へと復旧整備。

【施策の目的】

台風や降雪などにより風倒や雪折被害を受けた人工林の機能回復を図り、将来にわたり多面的機能の発揮を確保するため、維持・管理に人手のかからない針葉樹・広葉樹の混じりあった針広混交林へ転換する。

【新たな施策として行う理由】

森林所有者の自助努力だけでは整備が困難な人工林における公益的機能の高度発揮を目的とした施策であり、その受益が広く県民に及ぶため。

【当面緊急に整備が必要な森林】

520ha ※ 現在把握している風雪被害森林（約 650ha）のうち、当面緊急に整備が必要な森林。

取組みのイメージ（雪害林の復旧整備）



降雪により雪折れ被害が発生したスギ林

公益的機能の早期回復のため、被害木を整理し、広葉樹を植栽



⑦ 豊かで広大な天然林の維持・保全

- 治山事業・保安林の整備管理（再掲）
- 森林病虫害等防除
 - ・ 松くい虫やカシノナガキクイムシ等被害木の伐倒防除。

☆ 豊かで広大な天然林における新たな維持・保全の推進

（１）ソフト施策

【 具体的な取組み 】

- ・ ボランティアによる「とやまの森づくり巡視員」の設置。
- ・ 広大な天然林を効率的に監視・管理するための、高解像度衛星写真等の活用。

【施策の目的】

本県森林の60%を占める広大な天然林を、適切かつ効率的に維持・保全し、将来にわたり公益的機能の発揮を確保するための取り組みを推進する。

【新たな施策として行う理由】

広大な天然林の適切かつ効率的な維持・保全は、森林の公益的機能を高度に発揮させ、その受益が広く県民に及ぶため。

☆ 豊かで広大な天然林における新たな維持・保全の推進

(2) 病虫害被害等森林の復旧整備

【具体的な取組み】

- ・ 松くい虫やカシノナガキクイムシなど森林病虫害による被害森林の復旧整備。
- ・ 公益的機能の発揮が期待される森林火災跡地の復旧整備。

【施策の目的】

本県森林の60%を占める広大な天然林を適切に保全し、将来にわたり公益的機能の発揮を確保するため、森林病虫害や森林火災により被害を受けた森林の早急かつ確実な整備を推進する。

【新たな施策として行う理由】

広大な天然林の適切な保全は、森林の水源かん養や防災機能、生物多様性の保全などの公益的機能を高度に発揮させ、その受益が広く県民に及ぶため。

【当面緊急に整備が必要な森林】

200ha ※ 平成17年度に調査したカシノナガキクイムシ被害木本数(約15千本)から推定した被害森林面積。

取組みのイメージ

(カシノナガキクイムシ被害林の復旧整備)



カシノナガキクイムシの被害
により枯れたミズナラ



公益的機能の早期回復のため
被害木を伐採した跡地に、広葉
樹を植栽



⑧ 公益的機能の高い森づくり技術の研究・開発

○ 林業技術の開発研究

- ・ 里山二次林における広葉樹育成技術の開発やカシノナガキクイムシ被害防除技術の確立。 など

☆ とやまの森の新たな維持・保全技術の活用

【 具体的な取組み 】

- ・ リモートセンシング技術※を活用した森林病虫害被害の早期発見など、新たな森林の維持・保全方法の実施。
※地球観測衛星などのように遠く離れたところから、対象物に直接触れずに対象物の大きさ、形、性質を観測する技術
- ・ 針広混交林への誘導など、新たな手法により森林を適切に整備・管理するためのマニュアルの作成。

【施策の目的】

将来にわたり森林の公益的機能の発揮を確保し、県民の安心・安全・快適な生活を守るため、森林の新たな保全・管理技術の活用を推進する。

【新たな施策として行う理由】

広大なとやまの森の適切かつ効率的な保全・管理は、森林の公益的機能を高度に発揮させ、その受益が広く県民に及ぶため。

5 資源循環型社会を支える森づくり

⑨ 持続的な木材生産の推進

○ 森林整備事業（造林事業）

- ・ 森林が有する多様な公益的機能の発揮のための間伐等の計画的な実施や間伐材搬出の促進。
- ・ 森林所有者の自助努力を促すことによる、手入れが遅れている人工林の間伐・枝打ちの促進。
- ・ 森林施業と一体となった作業道を整備するなど効率的な基盤整備への支援。

● 循環型木材生産林における持続的な木材生産の推進。

【取組みの目的】

再生産可能な資源である木材を持続的に生産・利用することは、これからの資源循環型社会の構築や地球温暖化防止の面からも不可欠であることから、低コストで効率的な施業が可能な人工林における持続的な木材生産を推進する。

● 公益的機能の発揮が求められる循環型木材生産林の長伐期林等への誘導。

【取組みの目的】

木材生産に重点を置く人工林のうち、水源地域など公益的機能の発揮が特に求められる場所では、適切な密度管理のもと長伐期施業や択伐施業に移行するなど、公益的機能を維持・向上させつつ持続的な木材生産を推進する。

○ 林道事業

- ・ 林業の効率的経営と森林の適正な維持管理を図るための林道の開設や既設林道の改良への支援。

○ 森林整備地域活動支援交付金事業

- ・ 森林の木材等生産機能に加え公益的機能を高度に発揮させるため、森林所有者等による適切で計画的な森林施業の推進を図るための支援。

⑩ 県産材等の木質資源の利用促進

○地域材の振興

- ・ 設計・工務店関係者を県産材アドバイザーに認定し、木造住宅への県産材利用の促進。
- ・ 県産材の需給情報を発信し、県産材の利用促進を図る「とやま県産材情報システム」の運営の支援。
- ・ 間伐材を活かした学校用木製机・椅子の導入に対する助成。

○木材産業等への資金の支援

- ・ 木材関連事業体の体質強化への支援。
- ・ 木材産業の設備導入への助成や運転資金等を対象とした低利融資。
- ・ 林業者等の経営改善のための無利子融資。

☆ 森づくりを支える県産材等の利用促進

【具体的な取組み】

- ・ 県産材を使った住宅のPR・普及促進や公共施設の木質化による県産材の利用促進。
- ・ 県産材利用に関して広く県民にアドバイスするとともに、県に対して提案や情報提供を行う県産材アドバイザーの活動支援。
- ・ 建築廃材など木材廃棄物の利活用の促進。
- ・ 県産材の新たな利活用が見込まれる事業提案への支援。
- ・ 県産材製品の使用に関する表彰制度を設け、県産材製品購入の動機付けを行う。

【施策の目的】

県産材の幅広い利活用は、伐採から造林に至るまでの一連の林業生産活動を活性化させ、適正な森林整備を促進する上で重要であるとともに、再生産可能な資材である木材の利活用は、資源循環型社会の構築や地球温暖化防止の面からも重要であることから、県産材の利活用拡大のための取り組みを推進する。

【新たな施策として行う理由】

県産材等の利用促進は、適正な森林整備を促し、森林の公益的機能の維持発揮や資源循環型社会の構築、地球温暖化防止の面から、広く県民に恩恵をもたらす効果があるため。

取組みのイメージ



県産材を使用した住宅
(朝日町 U邸)



公共施設の木質化による県産材の利用促進
(富山型デイケアハウス「にぎやか」)



県産材利用に関して広く県民にアドバイス
する県産材アドバイザーの活動支援

⑪ 資源循環型社会を支える森林・林業技術の開発研究

○ 木材加工利用技術の開発研究

- ・ 県産スギを活かした積雪、地震に強い住宅工法の開発。
- ・ 木質廃材等のエネルギー利用技術の開発。 など

○ 林業技術の開発研究

- ・ 雪害に強いスギ人工林育林技術の普及啓発。
- ・ 森林における炭素吸収量並びに酸性雨による森林衰退調査。 など

☆ 新たな県産材等利用技術の開発

【 具体的な取組み 】

- ・ 民間企業による県産材の利用拡大に繋がる商品開発への助成や、木質資源の新たな利用技術や用途の開発の推進。
- ・ 県産材を素材にした家具などの職人を育成するため、教育分野で関係講座を開設。

【施策の目的】

県産材の幅広い利活用は、伐採から造林に至るまでの一連の林業生産活動を活性化させ、適正な森林整備を促進する上で重要であるとともに、再生産可能な資材である木材の利活用は、資源循環型社会の構築や地球温暖化防止の面からも重要であることから、県産材の利活用技術や新たな商品の開発を推進する。

【新たな施策として行う理由】

県産材等の利用促進は、適正な森林整備を促し、森林の多面的機能の高度発揮や資源循環型社会の構築、地球温暖化防止の面から、広く県民に恩恵をもたらす効果があるため。

(5) 新たな施策の実施に見込まれる必要額

既存の財源で取り組むことが困難であるとして提案した新たな施策について、(4)で想定した個別の取組みを実施すると仮定した場合の必要額を現状を踏まえ試算すると、ソフト施策、ハード施策ごとにおおむね次のとおりと見込まれます。

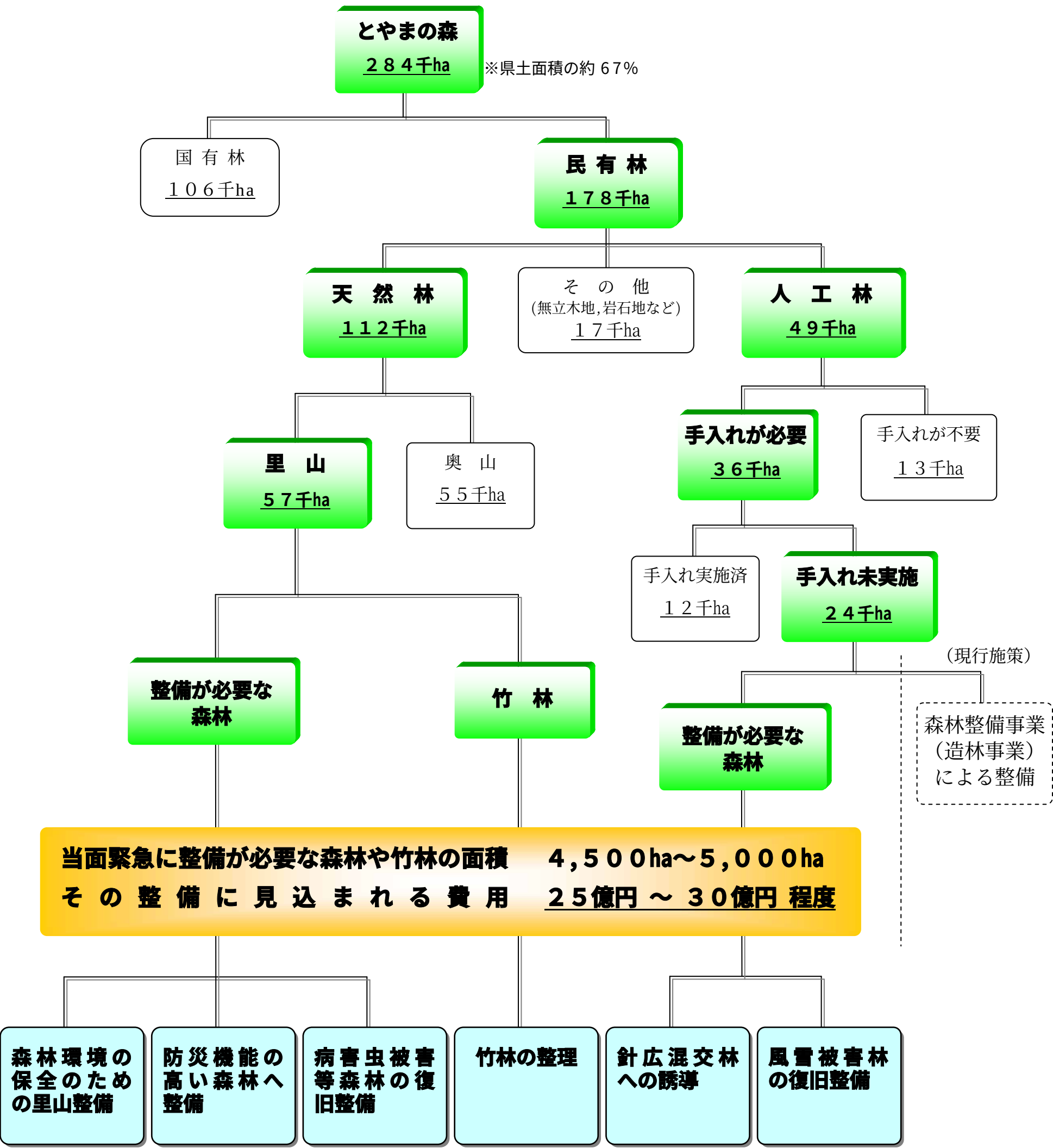
1) ソフト施策

以下の具体的なソフト施策を効率的・効果的に実施した場合の必要額は、当面年間 9千万円～1億円程度と見込まれます。

取り組みの柱	取り組み項目 及び <u>具体的なソフト施策</u>
とやまの森のプランづくり	① 県民の参画によるとやまの森のプランづくり ・ <u>県民参加でとやまの森づくりを進めるためのプランの策定</u> ・ <u>森づくりプラン策定を支援する森林情報の整備・提供</u> ② とやまの森のプランに基づく森づくりの評価・改善 ・ <u>県民参加によるとやまの森づくりの評価・改善の推進</u>
とやまの森を支える人づくり	③ とやまの森を支える人・組織づくり ・ <u>森林ボランティアの活動促進</u> ④ とやまの森を支える県民の意識醸成 ・ <u>県民全体でとやまの森づくりを支える気運を高める取組みの推進</u> ・ <u>森林環境教育の推進</u> ・ <u>森林の大切さの普及・広報活動の推進</u>
人と自然が共生し、学び、ふれあう森づくり	⑤ 県民協働による里山の再生整備や利活用の促進 ・ <u>県民が主体となって行う森づくり活動の促進</u>
安全、安心、快適な生活を守る森づくり	⑦ 豊かで広大な天然林の維持・保全 ・ <u>豊かで広大な天然林における新たな維持・保全の推進</u> ⑧ 公益的機能の高い森づくり技術の研究・開発 ・ <u>とやまの森の新たな維持・保全技術の活用</u>
資源循環型社会を支える森づくり	⑩ 県産材等の木質資源の利用促進 ・ <u>森づくりを支える県産材等の利用促進</u> ⑪ 資源循環型社会を支える森林・林業技術の開発研究 ・ <u>新たな県産材等利用技術の開発</u>

2) ハード施策（当面緊急に整備が必要な森林や竹林）

※ ハード施策は、傾斜・標高・土壌条件などのデータや森林病虫害・台風・降雪などによる被害森林の現状などから想定した当面緊急に整備が必要な森林面積から整備に必要な費用を試算しています。



3 森づくりに必要な新たな財源の確保方策

(1) 税の導入

森林の公益的機能（水源かん養や山地災害の防止など）は、県民全体に及ぶことから、森づくりに必要な新たな財源は、県民が広く分担する必要があること、さらに、それらを分担することにより、森づくりへの参加意識をもってもらうことが肝要であるとの観点から、森づくりに必要な新たな財源としては、県税の中でも「県民税」が適当と考えられます。

- 新たな財源の確保方策の検討にあたっては、税以外にも、分担金・負担金、使用料、手数料、寄附金、さらに、市民ファンドや地域通貨についても検討したところです。

しかしながら、分担金・負担金に関しては、その受益が不特定多数又は県全体に及ぶ場合は徴収できないこと、使用料や手数料に関しては、森林からの公益的機能は利用の対価あるいは役務の提供とは位置付けられないこと、寄附金に関しては、収入源としては不安定であることなどから新たな財源には適していないと考えられます。

- さらに、平成17年8月に実施した水と緑の森づくりに関する県民意識調査では、森づくりのための新たな税を導入することについて、「負担の程度」や「使いみち」によっては賛成という条件付きのものを含め、84.5%の賛成があったこと（参考4）や、既に同様の税を実施あるいは実施決定済みである先行18県（以下「先行県」といいます。）において、「税」が導入されています（参考5）。

(財源の種類と概要)

① 分担金・負担金

〔具体的内容の特徴〕

- ・ 国又は地方公共団体が行う特定の事業に要する経費に充てるため、その事業に特別の関係のある者に対して課するものです。
- ・ 特定の事業の実施により、特に利益を受ける個人や団体から、その受益の限度において徴収するもので、その受益が不特定多数又は県全体に及ぶ場合は分担金を徴収できません。

〔具体例〕

- ・ 県営かんがい排水事業分担金
(受益の及ぶ市町村から10%の負担金、一定の受益面積のある農家から15%の分担金を徴収。)
- ・ 県営林道整備事業負担金
(受益の及ぶ市町村から10%の負担金を徴収。)

② 使用料

〔具体的内容の特徴〕

- ・ 行政財産や公の施設の利用に対し、その受益の実費負担として徴収するものです。
※行政財産：公用又は公共用に供している財産
※公の施設：住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するため設けられた施設

〔具体例〕

- ・ 少年自然の家使用料
- ・ 県民会館使用料

③ 手数料

〔具体的内容の特徴〕

- ・ 地方公共団体の事務のうち、特定の者に提供する役務に対し、その実費負担として徴収するものです。

〔具体例〕

- ・ 旅券センター（旅券取得）手数料
- ・ 納税証明書手数料

④ 寄附金

〔具体的内容の特徴〕

- ・ 相当の対価を求められることなく任意に支払われる金銭のことです。
- ・ 直接、間接問わず、寄附金を割り当てて強制的に徴収することができません。

〔具体例〕

- ・ 一般寄附金（団体、個人等）
（（社）とやま緑化推進機構には、森林の整備や緑化の推進などに活用している「緑の募金」があります。）

⑤ 県 税

〔具体的内容の特徴〕

- ・ 県税は、県が公共サービスを提供するための資金を得る目的で、反対給付なしに法律・条例の定めに基づいて徴収することができるものです。
- ・ 他の財源と異なり、直接的な反対給付を伴いません。
（特定の費用に充てるための税として「目的税」があります。）
- ・ 一定の財源を継続的、安定的に確保することができます。

〔具体例〕

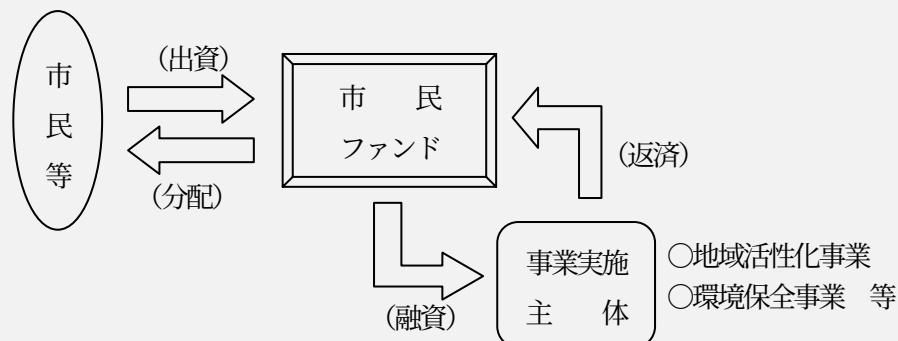
- ・ 個人県民税
- ・ 法人事業税
- ・ 自動車税（「目的税」では自動車取得税）

⑥ 市民ファンド（コミュニティ・ファンド）

○概要と主な特徴

- ・ 地域資源や特性を生かした起業化等に対し、その趣旨に賛同する市民等から出資を募り運営する投資方式と住民等から寄附を募り、地域活動に助成する寄附方式に大別されます。

○市民ファンドの基本的な仕組み



○具体例

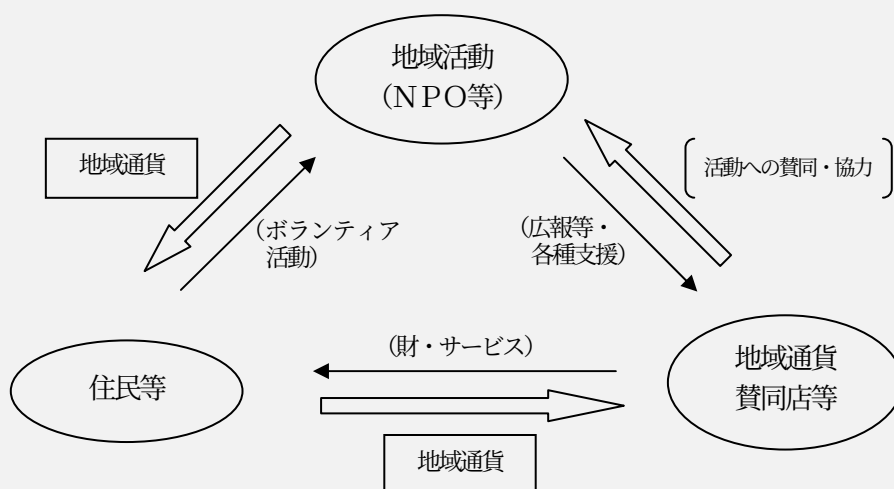
- ・ NPO法人北海道グリーンファンド
⇒ 市民の出資によって風力発電施設を建設し、その売電収益を出資者に還元。

⑦ 地域通貨

○概要と主な特徴

- ・ 地域通貨とは「特定の地域やコミュニティの中で流通する価値の媒体」と定義されています（（財）地域活性化センター・地域通貨モデルシステム検討委員会）。
- ・ 地域におけるコミュニティ活動やボランティア活動の対価として利用され、これらの活動を支えるものと期待されています。

○地域通貨の基本的な仕組み



○具体例

- ・ 「夢たまご」(富山社会人大楽塾)
⇒ 会員間での各種ボランティア活動の対価として使用。

(2) 県民税均等割への超過課税

県民税均等割は、地域会費的なものとして個人・法人を問わず、過度な負担とならない一定額を負担していただいているものです。また、広く県民に負担していただいていることから、新たな税としては、県民税均等割への超過課税方式が適当と考えられます。

- 県民税均等割への超過課税とした場合、税の課税や徴収に関する効率性（賦課徴収コストが著しく高くないこと）が優れていること。また、既存の税制度を活用していることから、納税者にとってわかりやすい仕組みとなり理解が得られやすいと考えられます。
- 同様の税を既に導入している又は導入を決定している先行県においても、県民税均等割への超過課税方式を採用しています。

※ 課税方法の検討にあたっては、新税（法定外目的税）やその他の既存税の活用についても検討しましたが、できるだけ多くの県民に過度な負担とならないよう分担していただくことが重要であることから、既存税の中では、県民税均等割が適切と考えたところです。

新税に関しては、

- ・ 目的税とした場合、受益と負担の関係を明確にする必要がありますが、何を課税対象（受益）とし、誰を納税義務者（負担）とするかということについて、森林の持つ幅広い公益的機能を考えると、その受益と負担の関係を明確に示すことが極めて困難なこと。
 - ・ 賦課徴収コストが大きいこと。
 - ・ 納税者は、新しい課税方式に対応する必要があるなど、過度な負担となること。
- などの理由で、適さないものと考えたところです。

(3) 税 率

税率に関しては、個人については、年間500円、法人（法人でない社団等含む。）については、資本金等の額により、年間1,000円～40,000円（均等割額の5%）の負担が適当と考えたところです。

〔個人の納税義務者〕

県内に住所等を有する個人で、個人県民税均等割を納めている者

（約53万人（平成17年度見込み））

〔法人の納税義務者〕

県内に事務所、事業所がある法人で、法人県民税均等割を納めている法人

（約2.3万社（平成16年度実績））

- 新たな財源の額については、「県民全体が広く薄く分担して、森づくりを支えていく趣旨」を考慮しました。
- 平成17年8月に実施した水と緑の森づくりに関する県民意識調査によると、「500円程度であれば負担して良い」と87.1%の方が回答しています（参考4）。
- 法人については、現行県民税の個人と法人の税収割合が概ね3：1の比率であることから、これに見合う税率が適当と考えたところです。
- 先行県では、18県中10県で、個人は年間500円、法人は年間1,000円～40,000円（均等割額の5%）の負担となっています（参考5）。

〔県民税均等割の超過課税による負担額の程度については、総額で年間約3.3億円程度となります。〕

(4) 課税期間

課税期間は5年とし、その時点で見直しを行うこととしたところです。

- めまぐるしく移り変わる社会情勢や住民意識の変化等に適切に対応する必要があること、事業の達成度を一定期間後検証する必要があること、先行県においても、18県中17県が5年で見直すこと、から5年としたものです。

(5) 名 称

森林はすべての県民の財産であり、森林の公益的機能の持続的な発揮を、県民全体で支え、森づくりへの参加意識を共有するという観点から、新たに県民税均等割に超過して課する税を「水と緑の森づくり税（仮称）」と称します。

(参考1：水と緑の森づくり税（仮称）の仕組み)

水と緑の森づくり税（仮称）の仕組みをまとめると、次のような制度となります。

1. 目 的

森林をすべての県民の財産として、県民全体で支え、森林の公益的機能を持続的に発揮させるため、森林を守り育て、次の世代に引き継いでいくための財源として導入するもの。

2. 課税方式

個人及び法人等の県民税の均等割の税率に加算するもの。（県民税均等割に一定額を上乗せ。）

3. 納税義務者

個人・法人とも、現行の県民税均等割の納税義務者と同一。

個人：県内に住所等を有する個人。

※ただし、生活保護を受けている人、障害者及び未成年者で前年中の所得が125万円以下の人などを除く。

法人：県内に事務所、事業所等がある法人。

※ただし、国、地方公共団体や、収益事業を行わない学術・慈善等の社団・財団、NPO法人などを除く。

4. 税額（率）

個人：年間500円。

法人：資本金等の額に応じて、年間1,000円～40,000円（均等割額の5%）。

資本金等の額	現行均等割額	負担額（5%）
50億円超	年額800,000円	年額40,000円
10億円超～50億円以下	年額540,000円	年額27,000円
1億円超～10億円以下	年額130,000円	年額6,500円
1千万円超～1億円以下	年額50,000円	年額2,500円
1千万円以下	年額20,000円	年額1,000円

5. 税収規模

年間で約3.3億円程度。

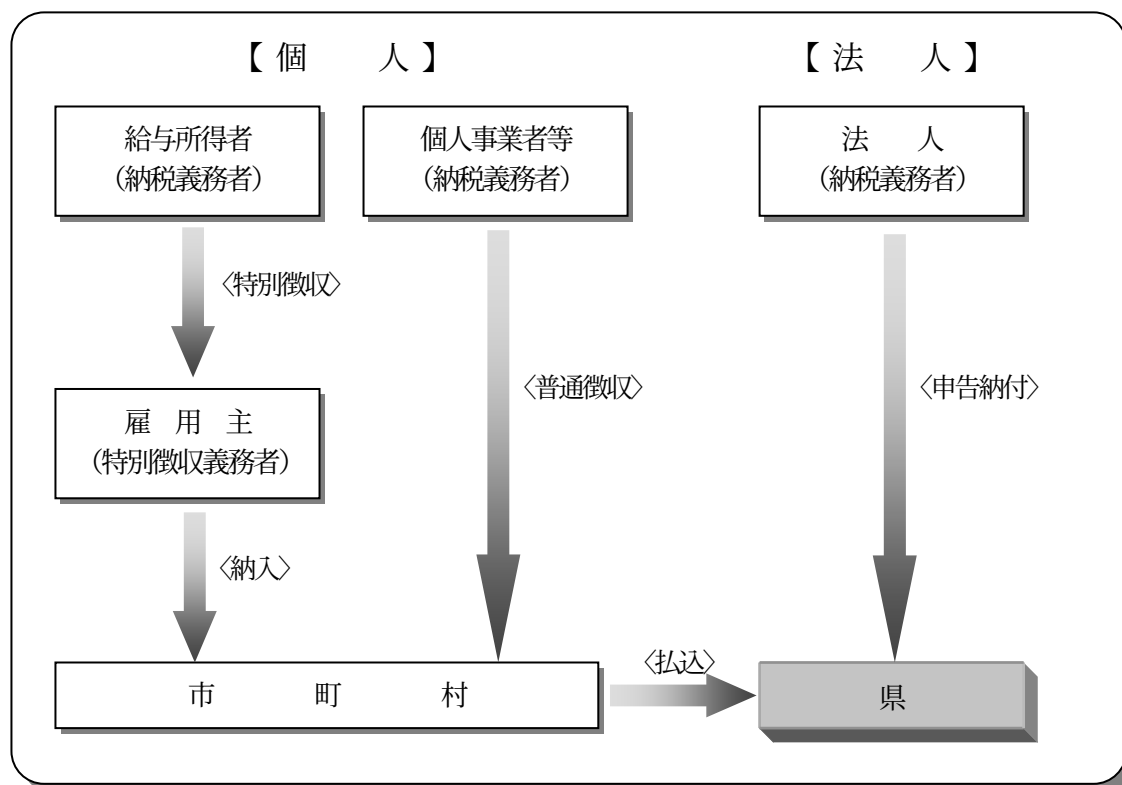
6. 課税期間

課税期間は5年間とし、5年を経過した時点で見直す。

7. 納付（納入）の方法

個人は、現行の個人県民税に、水と緑の森づくり税（仮称）の額を加えて市町村に納税後、市町村から県に払い込まれる。法人は、現行の法人県民税に、水と緑の森づくり税（仮称）の額を加えて、県に申告納付する。

個人の給与所得者については、6月から翌年5月までの12回に分けて毎月の給料から納め、個人の給与所得者以外（個人事業者等）については、6月、8月、10月、翌年の1月の4回に分けて納める。



(参考2：想定される収税規模により見込まれる施策（5年間））

1. ソフト施策（おおむね4～5億円程度（年0.8～1億円程度））

- ・ 県民参加でとやまの森づくりを進めるためのプランの策定
- ・ 森づくりプラン策定を支援する森林情報の整備・提供
- ・ 県民参加によるとやまの森づくりの評価・改善の推進

- ・ 森林ボランティアの活動促進
- ・ 県民全体でとやまの森づくりを支える気運を高める取組みの推進
- ・ 森林環境教育の推進
- ・ 森林の大切さの普及・広報活動の推進

- ・ 県民が主体となって行う森づくり活動の促進

- ・ 豊かで広大な天然林における新たな維持・保全の推進
- ・ とやまの森の新たな維持・保全技術の活用

- ・ 森づくりを支える県産材等の利用促進
- ・ 新たな県産材等利用技術の開発

2. ハード施策

（整備面積：2,200ha程度，整備費用：おおむね12億円程度）

森林環境の保全のための里山整備

防災機能の高い森林へ整備

病虫害被害等森林の復旧整備

竹林の整理

針広混交林への誘導

風雪被害林の復旧整備

注）ハード施策の整備面積および整備費用は、現時点で想定される推定値であり、具体的な整備内容や面積は、地域の具体的な森づくりの実行計画である「市町村森づくりプラン」の策定時に検討されます。

※ ハード施策は、資料1の当面緊急に整備が必要な森林4,500～5,000haのうち、5年間で半分程度の整備が期待できます。

ソフト施策は、若干金額を絞っていますがかなりの効果が期待できます。

(参考3：水と緑の森づくり税（仮称）の管理の仕組み)

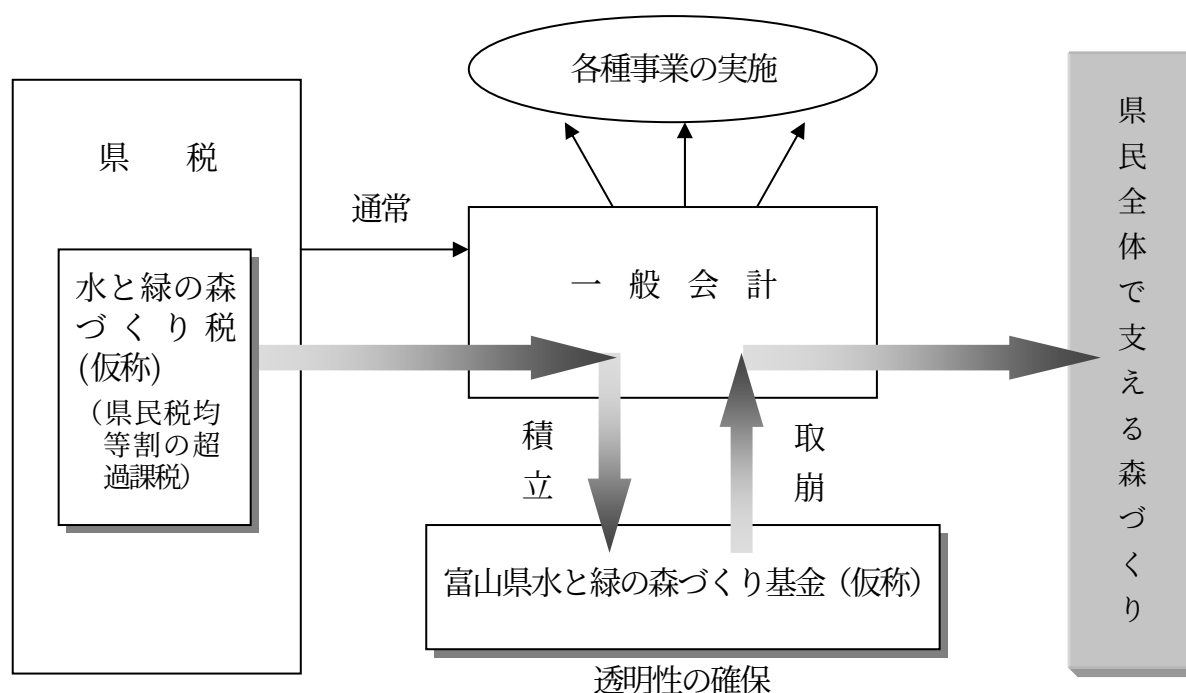
○基金の創設

「県民全体で支えとやまの森づくり」は、県民の新たな負担により行われるものであることから、税の負担とその使途が明確化されることが必要です。しかし、県民税均等割は普通税であるため、その超過課税である「水と緑の森づくり税（仮称）」は、独立した法定外目的税のように使途が特定されておらず、そのままでは徴収した税収は他の普通税の税収と区別されません。そこで、「水と緑の森づくり税（仮称）」による税収が、森林の持つ多様な公益的機能を維持、保全するための財源であり、県民全体で支える森づくりの推進という目的のために直接使われることを明確にするために、「富山県水と緑の森づくり基金（仮称）」を創設し、他の財源と区別して管理することとします。

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。（地方自治法第241条第1項）

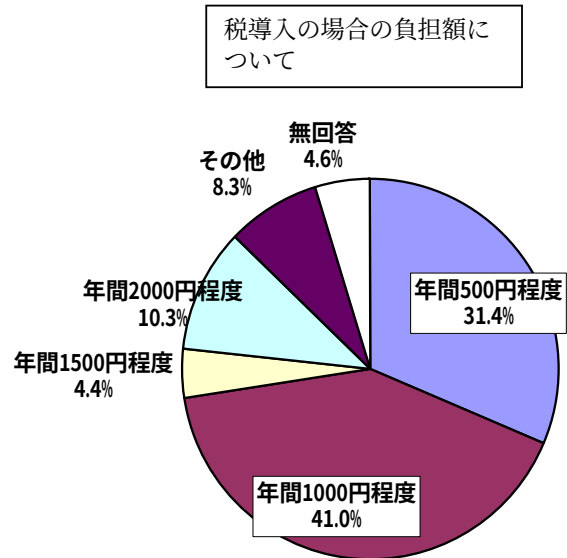
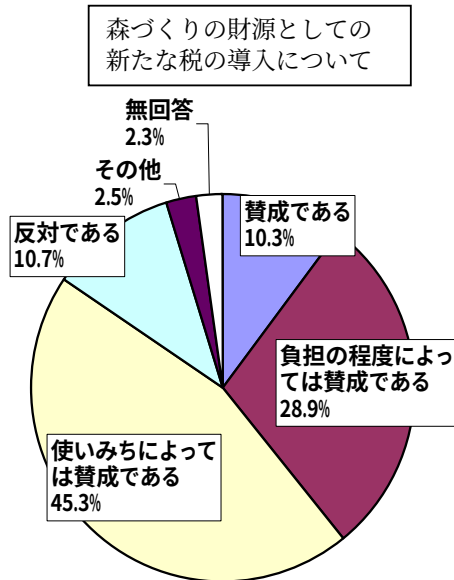
特定の目的のために財産を取得し、又は資金を積み立てるための基金を設けた場合においては、当該目的のためでなければこれを処分することができない。（地方自治法第241条第3項）

特定の目的のために定額の資金を運用するための基金を設けた場合においては、普通地方公共団体の長は、毎会計年度、その運用の状況を示す書類を作成し、これを監査委員の審査に付し、その意見を付けて、第233条第5項の書類と併せて議会に提出しなければならない。（地方自治法第241条第5項）



(参考 4：水と緑の森づくりに関する県民意識調査結果（抜粋））

【 森林づくりのための財源の充実について 】



年間の負担額	回答率	累計	
500 円程度	31.4%	87.1%	
1,000 円程度	41.0%		
1,500 円程度	4.4%		
2,000 円程度	10.3%		55.7%

〔調査の概要〕

- ・調査期間 平成 17 年 7 月 30 日～8 月 8 日
- ・調査方法 郵送返送方式
- ・調査対象 県内在住の満 20 歳以上の男女 2,500 人
- ・回答者数 1,289 人（回答率 51.6%）

(参考5：他県の森づくりに関する財源（税）の導入状況)

H18. 4. 1現在

区分	県名	税の名称	導入時期	課税の仕組み		税收規模 (億円/年)	主な税の使いみち		期 間
				方式	個人		ハード事業	ソフト事業ほか	
					法人				
導入済	高知県	森林環境税	H15.4	県民税超過課税	500円/年	1.6	ダム、水道水源の上流等で人工林の混交林化	森林ボランティア活動の推進支援 広報事業(「こうち山の日」の制定)等	5年間
	岡山県	おかやま森づくり 県民税	H16.4	県民税超過課税	500円/年 法人均等割の5%	4.5	奥地林等での間伐や間伐材の搬出。混交林化	ボランティアによる森づくりへの支援 木材利用促進、担い手の育成ほか	5年間
	鳥取県	森林環境保全税	H17.4	県民税超過課税	300円/年 法人均等割の3%	1.0	水源かん養林の保全等	森林への意識醸成ほか	3年間
	鹿児島県	森林環境税	H17.4	県民税超過課税	500円/年 法人均等割の5%	3.8	水源かん養林の保全等	森林の啓発・普及ほか	5年間
	愛媛県	森林環境税	H17.4	県民税超過課税	500円/年 法人均等割の5%	3.6	県が定める指定事業 県民からの公募事業	普及・広報活動 木材利用促進ほか	5年間
	島根県	水と緑の森づくり税	H17.4	県民税超過課税	500円/年 法人均等割の5%	2.0	荒廃した幼齢林に広葉樹植栽	木材・木質バイオ利用の促進 森林ツーリズムなど森林利用促進	5年間
	山口県	やまぐち森林づくり県民税	H17.4	県民税超過課税	500円/年 法人均等割の5%	3.8	放置された私有林の混交林化 国庫補助対象外の森林整備	小学校を県産材で改装(床、壁) 森林税に関するPR事業ほか	5年間
	熊本県	水とみどりの森づくり税	H17.4	県民税超過課税	500円/年 法人均等割の5%	4.2	放棄森林での間伐と広葉樹の植栽	ボランティア活動への支援 環境教育の推進	5年間
	福島県	森林環境税	H18.4	県民税超過課税	1,000円/年 法人均等割の10%	10.0	森林環境の適正な保全 市町村交付金	森林環境学習推進事業、森林文化復興事業、 森林ボランティア総合対策事業	5年間
	兵庫県	県民緑税	H18.4	県民税超過課税	800円/年 法人均等割の10%	21.0	災害に強い森林づくり	市街地の緑地整備	5年間
	奈良県	森林環境税	H18.4	県民税超過課税	500円/年 法人均等割の5%	3.0	放置人工林の強度間伐 NPOによる里山の整備	森林環境教育の推進	5年間
	大分県	森林環境税	H18.4	県民税超過課税	500円/年 法人均等割の5%	2.9	地域提案事業を実施	森林づくりへの意識啓発 木材の需要拡大、森林環境教育	5年間
	滋賀県	琵琶湖森林づくり県民税	H18.4	県民税超過課税	800円/年 法人均等割の11%	6.0	針広混交林を目指した森林整備	森林の大切さの啓発活動	5年間
	岩手県	いわての森林づくり県民税	H18.4	県民税超過課税	1,000円/年 法人均等割の10%	7.0	針広混交林を目指した森林整備 NPOなど地域力を生かした取り組み公募支援	事業評価委員会 森林づくりの周知・啓発	5年間
	静岡県	もりづくり県民税	H18.4	県民税超過課税	400円/年 法人均等割の5%	8.4	荒廃した森林(人工林、里山林)の再生		5年間
	宮崎県	森林環境税	H18.4	県民税超過課税	500円/年 法人均等割の5%	2.8	公益的機能を重視した森林づくりの推進	県民の理解と参画による森林づくりの推進	5年間
計16県									
導入議決済	神奈川県	水源環境保全税	H19.4	県民税超過課税 個人均等割300円/年、所得割700万円以下0.032%、法人は課税なし		38.0	水源地域の森林整備 水源地域の下水道整備	間伐材搬出助成 水環境モニタリング調査	5年間
	和歌山県	紀の国森づくり税	H19.4	県民税超過課税	500円/年 法人均等割の5%	2.6	(具体的なものはこれから)		5年間
計 2 県									

導入済み、議決済み18県

4 森づくりに関する条例に盛り込むべき項目

1 目 的

○この条例を制定する目的を定めます。

- ・ この条例は、
森づくりの基本理念や計画等、
森づくりに関する県や県民等の責務・役割、
森づくりに関する基本的施策
を定めることにより、水と緑に恵まれた県土の形成と心豊かな県民生活の実現に寄与することを目的とします。

2 定 義

○この条例では「森づくり」という用語は、「森林の公益的機能を持続的に発揮させるため、森林を守り、育てること」（ソフト施策・ハード施策）をいいます。

3 基本理念

○県民全体で支えるとやまの森づくりを進めるうえで基本となる考え方を、基本理念として定めます。

- ・ 将来にわたって森林の恵みが享受できるよう、長期的な展望に立ち、多様な生態系に配慮しつつ、地域の特性に応じた森づくりを推進する。
- ・ 県民の理解の下、その主体的な参画により森づくりを推進する。
- ・ 森林資源の有効な活用を図ることにより森づくりを推進する。
- ・ 森づくりを担う人材の育成を図ることにより森づくりを推進する。
- ・ 県、市町村、森林所有者、森林組合、県民及び事業者の適切な役割分担と相互の連携・協力の下に、継続して森づくりを推進する。

4 森づくりに関する各主体の責務・役割

○森づくりを、適切な役割分担並びに相互の連携及び協力の下に、継続して推進するため、各主体の責務・役割を定めます。

(1) 県の責務

- ・ 森づくりに関する総合的な施策を策定し、これを実施する。
- ・ 森づくりに関する施策の策定・実施に当たっては、国、市町村と連携・協力するよう努める。

(2) 森林所有者の責務

- ・ 森林の公益的機能の確保することの重要性を認識するよう努める。
- ・ 森林の適正な整備・保全に努める。
- ・ 県が実施する森づくりに関する施策に協力するよう努める。

(3) 森林組合の責務

- ・ 森林の適正な整備・保全に努める。
- ・ 森づくりを担う人材の育成に積極的に取り組むよう努める。
- ・ 県が実施する森づくりに関する施策に協力するよう努める。

(4) 県民の役割

- ・ 基本理念の理解を深めるように努める。
- ・ 森づくりに関する取組への積極的な参加に努める。
- ・ 県が実施する森づくりに関する施策に協力するよう努める。

(5) 事業者の役割

- ・ 事業活動を行うに当たって、森林の公益的機能が持続的に発揮されるよう十分配慮する。
- ・ 県が実施する森づくりに関する施策に協力するよう努める。

5 森づくり基本計画等

○本県の将来にわたる森林の保全・整備のあり方とその実現に向けた県民全体で支えるとやまの森づくりを推進するための基本となる計画の策定と、施策の推進や県民の意見を反映するためのしくみを定めます。

(1) 基本計画の策定

- ・ 森林の整備・保全のあり方とその実現に向けた県民全体で支えるとやまの森づくりに関する目標及び基本方針を策定する。
- ・ 森づくりを総合的かつ計画的な推進ための計画を策定する。

(2) 実施状況の公表

- ・ 森づくりに関する施策の実施状況を公表する。

(3) 施策を推進するための体制等の整備

- ・ 県民全体で支えるとやまの森づくりを推進するための体制や計画の実効性を高めるための評価する仕組みを整備する。

(4) 市町村に対する支援等

- ・ 市町村が策定する地域の実情に応じた森づくりを計画的に推進するための具体的な計画の策定やその実施に必要な支援等を行う。

6 森づくりに関する基本的施策

○基本理念にのっとり県が行う森づくりに関する基本的施策等を定めます。

(1) 森林の整備・保全

- ・森林の有する公益的機能を向上させるとともに、地域の特性に応じた森林施業が行われるよう、森林の適正な整備・保全を実施するために必要な措置を講ずる。

(2) 里山の整備等

- ・里山地域住民が継続して行う里山の整備や利活用に対し支援を行う。
- ・里山地域住民は、森林ボランティアが基本理念にのっとり行う里山の整備や利活用に協力するよう努める。

(3) 森林資源の循環利用

- ・森林の公益的機能を持続的に発揮させ、森林資源の循環的利用を促進するために必要な措置を講ずる。

(4) 研究開発の推進等

- ・森づくりに関する技術の向上を図るため、研究開発の推進やその成果の普及等を行う。

(5) 人材の育成等

- ・森づくりに関する専門的な知識や技術を有する人材を育成・確保するために必要な措置を講ずる。

(6) 教育の推進等

- ・森づくりに関する教育を推進するため、指導者の養成、学習機会の確保等を行う。

(7) 県民等への情報提供等

- ・森づくりに関する県民の意識の醸成と参画を促進するため、森づくりに関する情報の提供・普及啓発等を行う。

(8) 県民等への支援

- ・県民、事業者、森林ボランティアが行う森づくり活動に必要な支援を行う。

7 財政措置等

○森づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置等を講ずるよう努めます。

(1) 財政上の措置等

- ・森づくりに関する施策を実施するため必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

(2) 税制上の措置

- ・ 森づくりに関する施策に要する経費の財源を確保するため、課税について必要な措置を講ずる。

(3) 顕彰

- ・ 森づくりに関し顕著な功績があったものや優良な事例の顕彰に努める。

8 とやまの森づくりを支える税制度

○県民全体で支えるとやまの森づくりのための新たな財源として、「県民税均等割への一定額の上乗せ（超過課税）」を導入します。

①課税方式

- ・ 県民税均等割の超過課税方式

②税額（率）

- ・ 個人：年間500円
- ・ 法人等：資本金等の額に応じて、年間1,000円～40,000円（均等割額の5%）

③課税期間

- ・ 5年間（5年を経過した時点で見直す。）

9 森づくりのための基金

○税収の使途の透明性を確保するため、新たに基金を設置して税収を管理するしくみを定めます。

ま と め

「とやまの森づくり推進方策・財源検討委員会」では、県民全体で支えるとやまの森づくりの実現に向けて、「とやま水と緑の森づくり検討委員会」の検討結果をベースに、昨年11月から現地説明会のほか5回の委員会を開催し、また、県が実施したパブリックコメントや県内2会場での県民説明会の際に寄せられた幅広い県民の意見を参考としながら検討を進めてきました。

その結果、「県民全体で支える森づくりの具体的な推進方策」や「そのために必要となる新たな財源の確保方策」、「森づくりに関する条例に盛り込むべき項目」について一定の結論に達し、「とやまの森づくり推進方策・財源検討委員会報告書」として取りまとめることができました。

しかし、これは県民全体で支える森づくりの実現のための一定の道筋を示したに過ぎません。「とやまの森」を将来にわたって守り育て、県民全体で支える森づくりを着実に進めていくためには、次のことが特に重要と考えられます。

1. 県民参加による水と緑の森づくりの推進

森林所有者のみならず、県民全体で富山県の森を守り育てていくためには、森林の現状と公益的機能などについて、多くの県民の理解のもと、県、市町村、森林ボランティアを含め幅広い県民と連携し、活動内容の充実を図り、より多くの県民の参加による水と緑の森づくりの推進が必要です。

このため、普及啓発活動が極めて重要であり、森林教室などの普及啓発事業を行うほか、多様な広報手段を用いて、県民への情報提供を行い、森づくりを支える県民意識の醸成に努める必要があります。

また、森づくりは長期的、継続的に取り組んでいく必要があるため、県内各界各層の代表者や有識者から意見をいただきながら推進することが必要です。そのためのふさわしい組織についての検討が望まれます。

2. 県民全体で支える森づくりの仕組みづくり

県民参加の森づくりを進めるにあたっては、県民の理解を得て、具体的な費用負担の仕組みと森づくりの財政基礎をつくるため、新たに県民税均等割への一定額の上乗せ（超過課税）を導入し、その用途についても県民にわかりやすく説明するため基金の創設が望まれます。

3. 総合的な森づくり条例の早急な制定

森づくりは、県民の意向に沿って、長期的、継続的に取り組んでいく必要があり、県政においても将来にわたる政策の柱として位置付けることが重要です。

「とやま水と緑の森づくり検討委員会」や本委員会での検討結果を踏まえ、また、県民説明会やパブリックコメントにおいても大方の賛同が得られていることから、富山県としての森づくりの理念、施策の基本方針、県の計画策定、そのための財源確保方策等を盛り込んだ、全国初となる総合的な条例のできるだけ早い制定が望まれます。

最後に、本委員会での議論を契機として、森づくりを県民全体で支えていく気運が高まり、「豊かで美しいとやまの森」が未来に引き継がれることを期待します。

県民が支えるとやまの森づくりに関する検討経過

【とやま水と緑の森づくり検討委員会】

- (1) 平成17年5月24日 第1回検討委員会
 - ・とやま水と緑の森づくり検討委員会設置の背景について
 - ・とやまの森をめぐる現状と課題について
 - ・検討課題について
- (2) 平成17年7月6日 第2回検討委員会
 - ・現地検討会（竹林の拡大・人工林の管理・天然林の管理）
 - ・森づくりガイドラインの検討にあたっての基本認識と森づくりガイドラインの基本方向について
 - ・県民参画・協働による森づくりの基本方向について
 - ・県民意識調査（案）及び森林所有者アンケートについて
- (3) 平成17年7月30日～8月8日 水と緑の森づくりに関する県民意識調査
 - ・満20歳以上の男女2,500人
- (4) 平成17年8月1日～8月10日 森づくりに関する森林所有者アンケート
 - ・森林所有者1,000人
- (5) 平成17年8月31日 第3回検討委員会
 - ・県民意識調査および森林所有者アンケートの結果について
 - ・とやま水と緑の森づくり検討委員会報告書（案）の審議について
- (6) 平成17年9月11日 自然と人間との共生シンポジウム
 - ・富山国際会議場 参加者420人
- (7) 平成17年10月3日 とやまの森づくりサポートセンターの設立
- (8) 平成17年10月14日 第4回検討委員会
 - ・とやま水と緑の森づくり検討委員会報告書（案）について
 - ・「県民参加による水と緑の森づくり」に関する提言について

【とやまの森づくり推進方策・財源検討委員会】

- (9) 平成17年11月1日 第1回検討委員会
 - ・とやまの森づくり推進方策・財源検討委員会設置の背景について
 - ・とやまの森づくりサポートセンターについて
 - ・とやまの森づくりの推進方策に係る検討の視点について
 - ・森づくりに係る他県の取組状況について
- (10) 平成17年11月11日 現地説明会
 - ・手入れが必要な森林、手入れがされている森林の視察・説明
- (11) 平成18年2月8日 第2回検討委員会
 - ・とやまの森づくりの推進方策について
 - ・森づくりのための新たな財源の検討について
- (12) 平成18年3月28日 第3回検討委員会
 - ・とやまの森づくりの推進方策について
 - ・森づくりのための新たな財源の検討について
 - ・とやまの森づくりに関する総合的な条例について
 - ・パブリックコメントの募集・県民説明会の実施について
- (13) 平成18年4月15・16日 県民説明会の開催
- (14) 平成18年4月7日～5月7日 パブリックコメントの実施
- (15) 平成18年4月27日 第4回検討委員会
 - ・パブリックコメント及び県民説明会の状況について
 - ・パブリックコメント及び県民説明会における主な意見について
 - ・とやまの森づくり推進方策・財源検討委員会報告書（素案）について
- (16) 平成18年5月19日 第5回検討委員会
 - ・パブリックコメント及びその回答について（報告）
 - ・とやまの森づくり推進方策・財源検討委員会報告書（案）について
 - ・「県民全体で支えるとやまの森づくりに関する提言」について

とやまの森づくり推進方策・財源検討委員会委員名簿

(委 員)

(五十音順)

氏 名	役 職	備 考
大辻 進	立山町長	平成18年3月10日まで
柿澤 基子	北陸税理士会富山支部監事	
木内 静子	公募委員	
倉石 泰	国立大学法人富山大学理事・副学長	副会長
寺田 裕美子	富山県PTA連合会副会長	
内藤 邦彦	富山県森林組合連合会代表理事会長	
長井 真隆	元富山大学教育学部教授 富山県森林審議会会長	副会長
中川 眸	富山県消費者協会会長	
中村 和之	国立大学法人富山大学経済学部教授	
舟橋 貴之	立山町長	平成18年3月10日から
堀内 道子	富山県婦人会会長	
本田 恭子	環境教育ネットワークとやまエコひろば代表	
森 政雄	(社)富山県法人会連合会会長	
森 雅志	富山市長	
八嶋 健三	富山県商工会議所連合会会長 (社)とやま緑化推進機構理事長	会長
米沢 尚美	公募委員	
若林 啓介	富山経済同友会環境問題委員長	

(特別委員)

氏 名	役 職	備 考
神野 直彦	国立大学法人東京大学大学院経済研究科教授	

とやまの森づくり推進方策・財源検討委員会設置要綱

（目 的）

第1条 豊かなとやまの森を次代に引き継ぐため、とやま水と緑の森づくり検討委員会の提言を受け、県民全体で支える森づくりの具体的な推進方策とそのために必要な新たな財源及び総合的な森づくりに関する条例の制定等を検討するため「とやまの森づくり推進方策・財源検討委員会」（以下「委員会」という）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は次に掲げる事項を所掌する。

- （1） 県民全体で支える森づくりの具体的な推進方策に関すること
- （2） 前号に掲げる方策を実施するための新たな財源の確保方策に関すること
- （3） 総合的な森づくりに関する条例制定の検討に関すること
- （4） その他必要な事項

（組 織）

第3条 委員会は、委員及び特別委員をもって組織する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は20名以内とし、次に掲げる者又は団体の中から、知事が委嘱する。

- （1） 学識経験者
- （2） 森林管理に関わる団体及び森林ボランティア団体等
- （3） 県民の代表
- （4） 経済団体等
- （5） 行政関係者
- （6） その他知事が必要と認める者

3 特別委員は学識経験者から知事が委嘱し、必要に応じて委員会に出席するものとする。

4 委員及び特別委員の任期は1年間とする。

（会長及び副会長）

第4条 委員会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 副会長は会長が指名する。
- 4 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会 議）

第5条 委員会は、会長が召集し、会長がその議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員会に委員及び特別委員以外の者の出席又は意見を求めることができる。
- 3 委員会の事務局は、富山県農林水産部森林政策課が所掌する。

（その他）

第6条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日から施行する。

〈 資料集 〉

「とやま水と緑の森づくり検討委員会」提言

本委員会では、森林の保全・整備のあり方と、幅広い県民の参加を得てとやまの森づくりを進める体制について検討するため、本年5月から現地検討会を含む4回の委員会を開催し、その検討結果を別添のとおり「とやま水と緑の森づくり検討委員会報告書」として取りまとめました。

そのなかで、富山県の森林を将来にわたって守り育て、県民全体で支える森づくりを進めていくために特に重要と考える点について、以下のとおり提言します。

平成17年10月14日

とやま水と緑の森づくり検討委員会

委員長 長 井 真 隆

1. 森づくりの基本指針と森づくりプランの策定

本委員会の報告書で提案した、県による「森づくりの基本指針」や「森づくりプラン」について、富山県森林審議会の審議を経て策定するとともに、これに沿った「市町村森づくりプラン」の策定を促進し、全県的な森づくりの推進体制を整備されたい。

2. 県民参加による森づくりの推進

本委員会の中間報告を受けて、いち早く今月、「とやまの森づくりサポートセンター」が設立されたが、今後、森林ボランティアを含め幅広い県民の意見を反映しながら、活動内容の充実を図り、より多くの県民の参加による森づくりを推進されたい。

3. 森づくりを支える県民意識の醸成

森林所有者のみならず、県民全体で富山県の森を守り育てていくためには、森林の現状と公益的機能などについて、多くの県民の理解が不可欠であり、普及啓発活動が極めて重要である。このため、森林教室などの普及啓発事業を行うほか、多様な広報手段を用いて、県民への情報提供を行い、森づくりを支える県民意識の醸成に努められたい。

4. 県民意識調査結果の評価、県民の意向に沿った施策の展開

8月に実施した「森づくりに関する県民意識調査」の結果では、災害の防止、二酸化炭素の吸収など大気の浄化、水源のかん養、野生動植物の生息の場など、森林の持つ多面的機能を今後とも重点的に守っていくべきとの回答が多かった。

また、県民参加によって森づくりを進めていくこと、自らが森づくりに参加すること、森林を守り育てるための財源を税などで県民が広く分担することについては、回答者の大多数が賛成という結果であり、森づくりに対する県民の関心が相当に高まっていることを表している。

こうした県民の意向に沿った施策を積極的に展開されたい。

5. 森づくりの推進方策とその財源に関する具体的な検討

本委員会での検討結果を踏まえ、「とやまの森づくりサポートセンター」の具体的な活動内容や、ボランティア活動と森林所有者等との協力体制のあり方、放置人工林の針広混交林化など、県民全体で支える森づくりの推進方策と、それに必要な財源の確保方策(仕組み、用途等)について、より具体的に検討していく必要がある。

このため、県民各層の代表等からなる検討組織を早急に設置し、できるだけ早く具体案をまとめられたい。

6. 総合的な森づくり条例制定の検討

森づくりは、長期的、継続的に取り組んでいく必要があり、県政においても将来にわたる政策の柱として位置付けることが重要である。

このため、富山県としての森づくりの理念、施策の基本方針、県や市町村の計画策定等を盛り込んだ総合的な条例の制定を提言する。この条例を契機とし、県民が大きな目標に向かって力を合わせ継続的に取り組んでいくことが実現すれば、全国のモデルとなる画期的なこととなる。

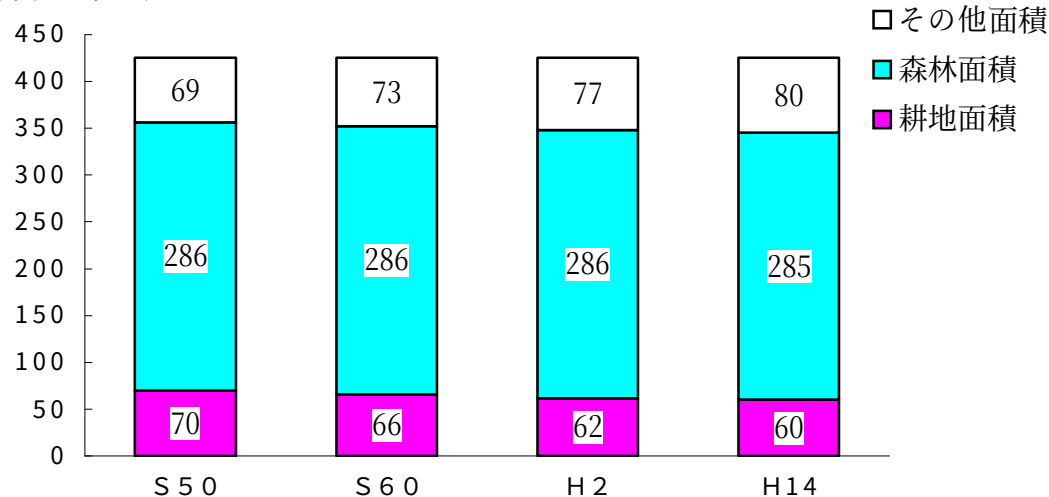
こうした総合的な森づくり条例の制定についても、上記5において提言した、県民各層の代表等からなる検討組織において検討されたい。

本県の森林資源の現況

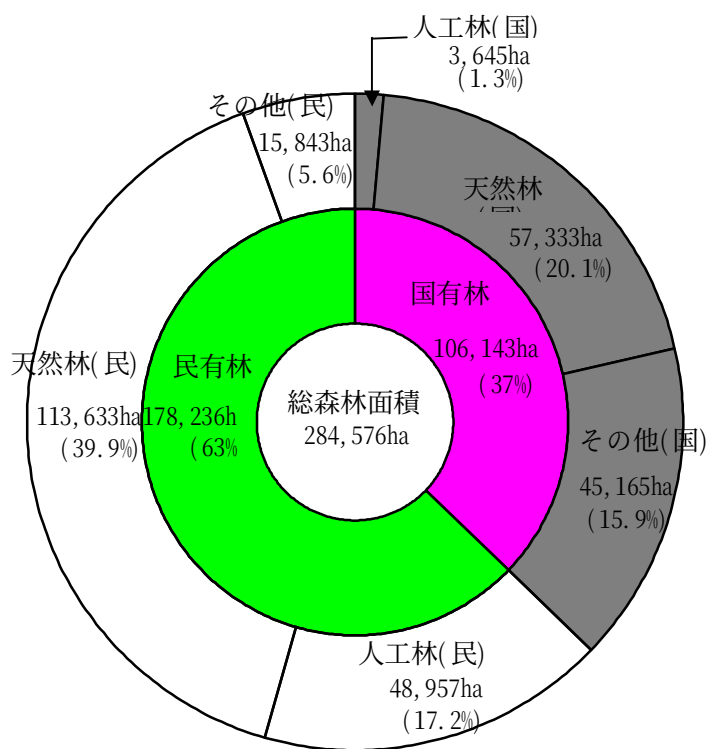
(1) 土地利用

※平成14年における本県の森林面積は285千haで、総土地面積425千haの67%を占めています。

(単位：千ha)

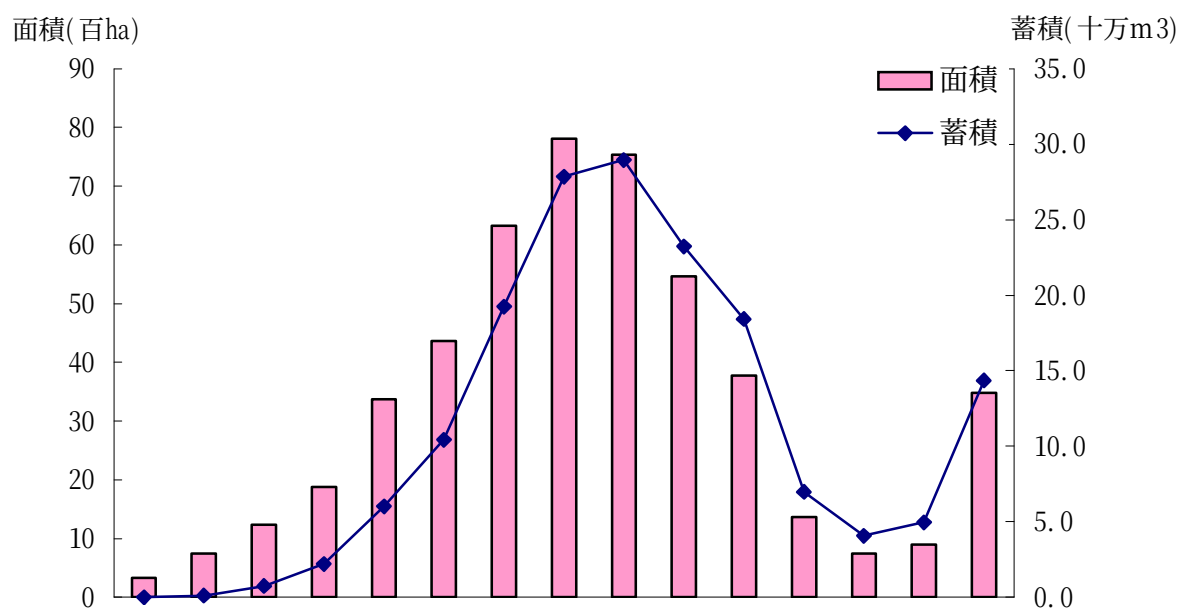


(2) 民有林・国有林別森林面積



(平成14年3月31日現在)

(3) 民有林人工林（針葉樹）齡級構成



(平成17年3月31日現在)

とやまの森の公益的機能の評価について

I 森林の公益的機能評価の概要

1 趣 旨

森林は、木材生産の場としてだけでなく、水源のかん養、土砂災害の防止、二酸化炭素の吸収、森林レクリエーションの場の提供など、様々な公益的機能を有していることから、これらを分かり易く示すために森林の公益的機能の評価額を試算しました。

2 森林の公益的機能の評価額

日本学術会議では、森林には次のような機能があるとして、全国の森林におけるこれらの機能のうち、金額に置き換えることが可能な働きを貨幣評価し、年間約70兆円になると公表しました。

これに基づく算出方法で本県の森林の公益的機能について評価を行ったところ、その評価額は年間約1兆1千億円になりました。

森林の機能一覧		
①生物多様性保全 遺伝子保全 生物種保全 生態系保全	④水源かん養機能 洪水緩和 水資源貯留 水量調節 水質浄化	⑦文化機能 景観・風致 学習・教育 芸術 宗教・祭礼 地域の多様性維持(風土形成)
②地球環境保全 地球温暖化の緩和 地球気候システムの安定化 酸素供給	⑤快適環境形成機能 気候緩和 大気浄化 快適生活環境形成	⑧物質生産機能 木材 食料 肥料 飼料 薬品その他の工業原料 緑化材料 観賞用植物 工芸材料
③土砂災害防止機能／土壌保全機能 表面浸食防止 表層崩壊防止 その他の土砂災害防止 土砂流出防止 土壌保全 その他の自然災害防止機能	⑥保健・レクリエーション機能 療養 保養 レクリエーション	

□：貨幣評価されたもの

森林の公益的機能評価額（年間）

機能の種類	全 国	富山県	全国比
水源かん養機能	29兆8,454億円	6,522億円	2.19%
洪水緩和	6兆4,686億円	831億円	1.28%
水資源貯留	8兆7,407億円	2,269億円	2.60%
水質浄化	14兆6,361億円	3,422億円	2.34%
土砂災害防止機能／土壌保全機能	36兆6,986億円	4,270億円	1.16%
表面浸食防止	28兆2,565億円	3,196億円	1.13%
表層崩壊防止	8兆4,421億円	955億円	1.13%
なだれ防止	—	119億円	—
地球環境保全機能	1兆4,652億円	163億円	1.11%
二酸化炭素吸収	1兆2,391億円	133億円	1.07%
化石燃料代替	2,261億円	30億円	1.34%
保健・レクリエーション機能	2兆2,546億円	255億円	1.13%
計	70兆2,638億円	1兆1,210億円	1.60%

※本県の森林面積は全国森林面積の1.13%を占めています。

II とやまの森林の公益的機能の評価方法

1 水源かん養機能

(1) 洪水を緩和する働き（洪水緩和機能）

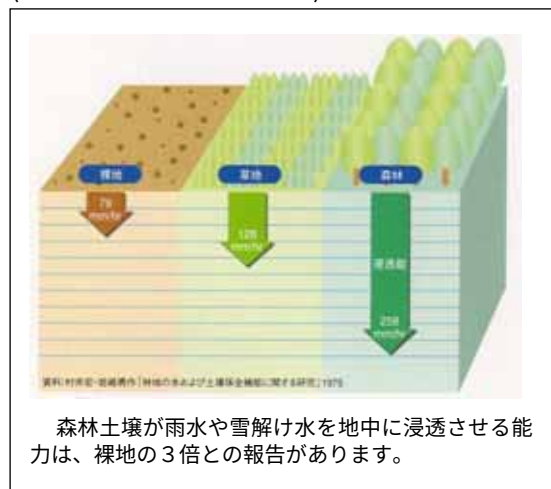
評価額 831億円

森林の土壌は、穴の多いスポンジのようになり、雨水や雪解け水をすみやかに地中に浸透させる役割があり、豪雨時に雨水が一気に下流に流れ出る量を低下させる働きを持っています。

本県におけるその量は、約1分半で東京ドームをいっぱい*1にできる量に相当すると推定されており、この働きを治水ダムで賄った場合の施設の維持管理費等で算出しています。

*1 東京ドーム容積は約124万m³

(植生による浸透能の違い)



(2) 水資源を蓄える働き（水資源貯留機能）

評価額 2,269億円

森林の土壌には、雨水等をすみやかに地中に浸透させ蓄える役割があり、豪雨時には一気に下流に放出される水を利用可能な水として確保するとともに、渇水期には、森林土壌中に深く浸透した降水を地下水として徐々に流出させる働きを持っています。

本県におけるその蓄えられる量は、年間で有峰湖2.2杯分*2に相当すると推定されており、この働きを治水ダムで賄った場合の施設の維持管理費等で算出しています。

*2 有峰湖の貯水量は約2億2千万m³

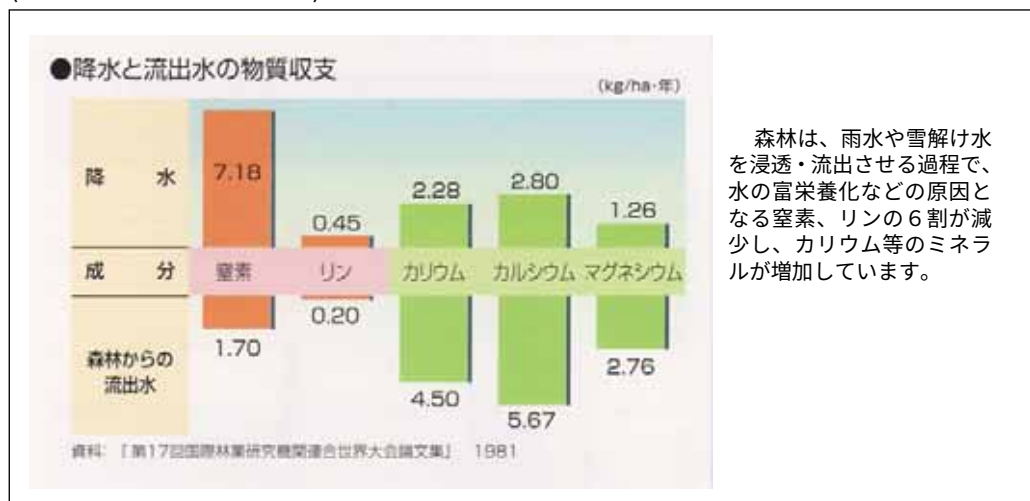
(3) 水をきれいにする働き（水質浄化機能）

評価額 3,422億円

森林の土壌が、雨水等をすみやかに地中に浸透させ蓄える過程で、濁りを抑えたり、窒素など水の汚れにつながる物質を取り除くなど水質を浄化し、利用可能な水として河川などに流出させる働きを持っています。

そのうち生活用水として利用されている量を水道料金、その他を雨水利用施設の維持費等に置き換えて算出しています。

(降水と流出水の物質収支)



2 土砂災害防止機能／土壌保全機能

(1)土砂の流出を防止する働き (表面侵食防止機能)

評価額 3,196億円

森林は落葉落枝や草などによって地表が覆われているため、降雨などによる土壌の浸食や流出を抑える働きを持っています。

本県におけるその流出防止量は、年間で東京ドーム47杯分に相当すると推定されており、この働きを砂防ダムで賄った場合の施設の建設費で算出しています。

(森林と裸地の流出土砂量の違い)



森林と裸地を比較した場合、流出する土砂の量は、森林は裸地の1/150であるという報告もあります。

(2)土砂の崩壊を防止する働き (表層崩壊防止機能)

評価額 955億円

森林は、地中に広がる樹根によって山崩れを起こりにくくする働きを持っています。

本県におけるその崩壊防止面積は、年間で東京ドーム233個分*3の面積に相当すると推定されており、この働きを土留よう壁などの山腹工で賄った場合の施設の建設費で算出しています。

*3 東京ドームの面積は46,755m²

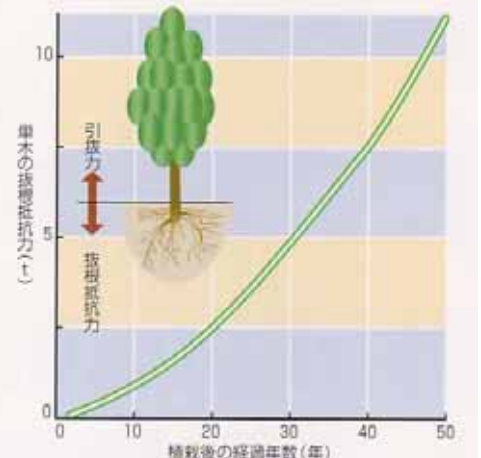
(土を支えるの根のイメージ)



森林の土壌中には、樹根が網の目のように張りめぐらされており、これが土や石をしっかりとつかんで山崩れを防止しています。

(立木の伐根抵抗力の経年変化)

立木の抜根抵抗力の経年変化(スギ)



樹根の力によって土砂崩壊を防止する働きは、樹齢が高くなるほど高まることがわかっています。

(3)なだれを防止する働き (なだれ防止機能)

評価額 119億円

森林は、その樹幹により斜面積雪の移動や崩壊を防ぐ働きを持っています。

多雪地帯である本県では、この働きがなだれの発生を防止し、生活環境を守る重要な役割を果たしていることから、なだれ防止機能を独自に評価することとし、この働きをなだれ防止施設で賄った場合の施設の償却費で算出しています。

3 地球環境保全機能

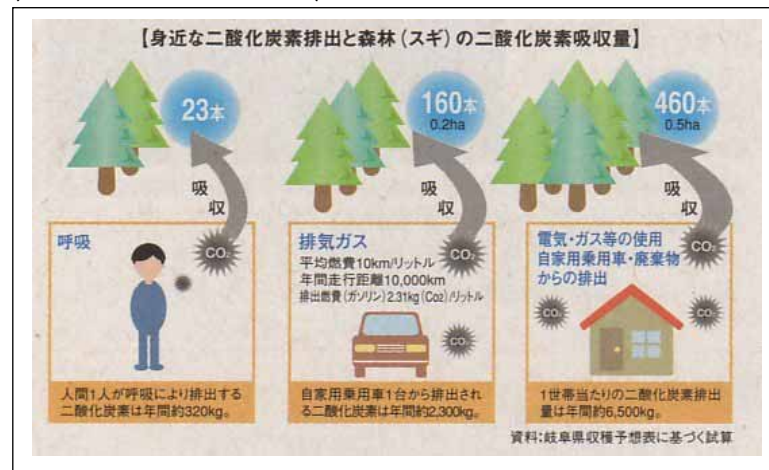
(1)二酸化炭素を吸収する働き（二酸化炭素吸収機能） 評価額 133億円

森林は、地球温暖化の原因の一つである二酸化炭素を吸収し、炭素を貯蔵する働きを持っています。

本県における森林による二酸化炭素吸収量は、年間で104万トンと推定されており、これを火力発電所における二酸化炭素回収施設*4で回収を行った場合の費用で算出しています。

*4 火力発電所における二酸化炭素回収技術はまだ試験段階です。

(森林の二酸化炭素吸収量)

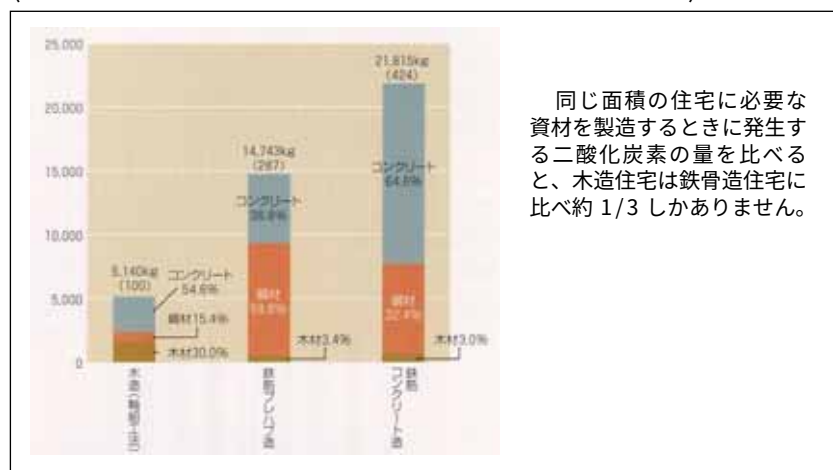


(2)化石燃料の使用量を抑制する働き（化石燃料代替機能） 評価額 30億円

森林から生産される木材は、他の材料に比べて製造時のエネルギーが少なくすむことから、二酸化炭素の放出量が少なく抑える働きを持っています。

本県で建築された木造住宅戸数から、二酸化炭素放出抑制量を年間で24万トンと推定し、これを火力発電所における二酸化炭素回収施設で回収を行った場合の費用で算出しています。

(構造別住宅1戸当たり主要構造材料の製造時炭素放出量)



4 保健・レクリエーション機能

(1)保養機能 評価額 255億円

森林は、その存在自体が人に安らぎを与え、心身の緊張を和らげる効果があり、多数の人が登山、ハイキング、キャンプ等で森林を訪れ余暇を過ごしています。

この働きを、全国のアンケート調査から森林風景をみることを目的とした旅行費用を推定することにより算出しています。

水と緑の森づくりに関する県民意識調査等の概要

I 水と緑の森づくりに関する県民意識調査

- 1 調査期間 平成 17 年 7 月 30 日 ～ 平成 17 年 8 月 8 日 (10 日間)
- 2 調査方法 郵送返送方式
- 3 調査対象者 県内在住の満 20 歳以上の男女 2,500 人
- 4 回答者数 1,289 人 (回答率 51.6%)

II 森づくりに関する森林所有者アンケート

- 1 調査期間 平成 17 年 8 月 1 日 ～ 平成 17 年 8 月 10 日 (10 日間)
- 2 調査方法 郵送返送方式
- 3 調査対象者 県内に森林を所有する者 1,000 人
- 4 回答者数 526 人 (回答率 52.6%)

通常、郵送によるアンケートの回収率は 30%～40%程度といわれています。

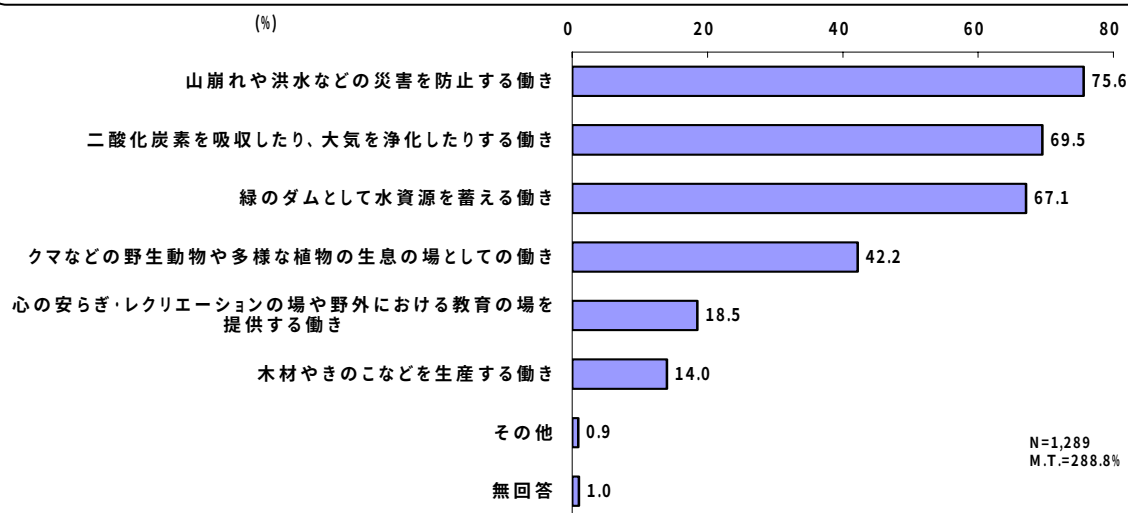
(参考)他県の森づくりに関する県民意識調査等の回答率

	回答率	調査対象	回答数	調査期間
岩手県	27.8%	2,000	555	17 日間
石川県	48.4%	3,000	1,452	10 日間
山口県	37.5%	1,000	375	1 ヶ月間
愛媛県	34.0%	1,500	510	10 日間

水と緑の森づくりに関する県民意識調査の結果概要

【森林に期待する機能について】

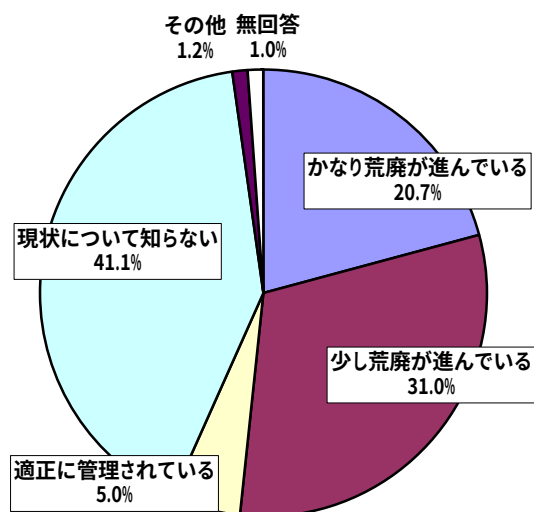
問1 森林の持つ多様な機能のうち、今後とも重点的に守っていくべきものは、どのようなものだと思いますか。次の中から3つまであげてください。



・災害防止、水資源の涵養、二酸化炭素の吸収など、森林の公益的機能の働きへの回答が70%前後と高く、次いで、野生動植物の生息の場となっており、木材生産については14%となっている。

【森林の現状について】

問2 あなたは、富山県内の森林の現状をどう思いますか。次の中から1つあげてください。

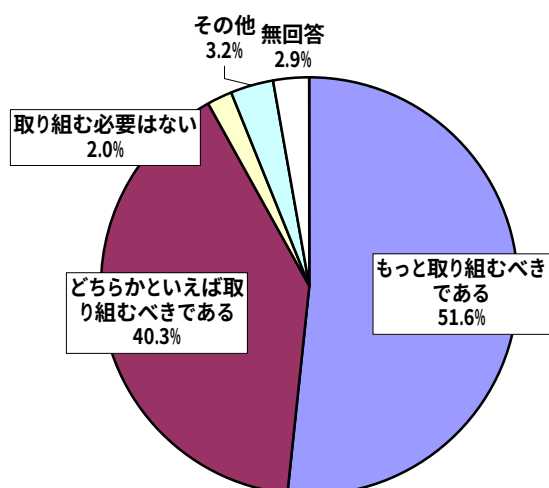


・「少し荒廃が進んでいる」「かなり荒廃が進んでいる」をあわせると51.7%が荒廃していると感じている一方、41.1%が「現状について知らない」となっている。

【県民参加の森林づくりについて】

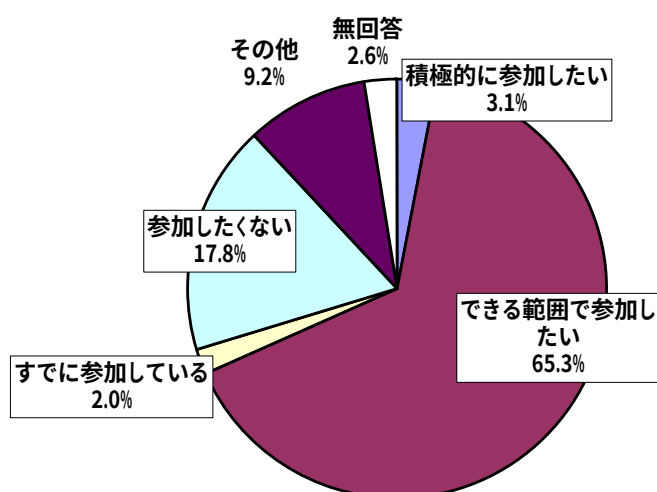
問3 水源かん養や災害防止など森林の持つ機能を維持するためには、森林所有者や行政だけでなく、県民参加による広葉樹の植林や下草刈りなどの森林整備、森林ボランティアへの支援（機材の貸与、苗木の提供、研修の実施）などが求められています。

あなたは、このような取り組みについてどう思いますか。次の中から1つあげてください。



・「もっと取り組むべきである」「どちらかといえば取り組むべきである」をあわせると、91.9%が県民参加の森林づくりの必要性を認めている。

問4 あなたは、森林づくりに参加してみたいと思いますか。次の中から1つあげてください。

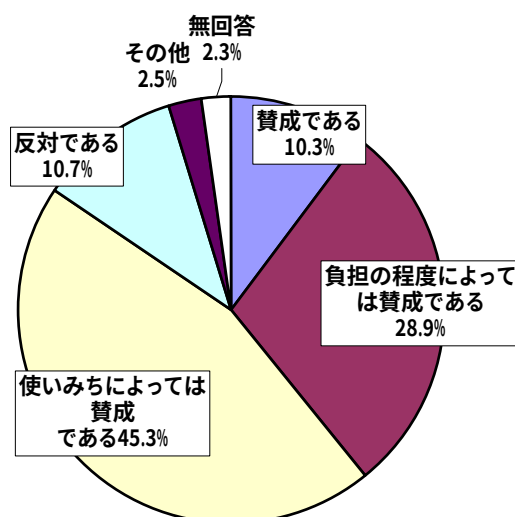


・「積極的に参加したい」「できる範囲で参加したい」「すでに参加している」をあわせると、70.4%が森林づくりへの参加に前向きである。

【森林づくりのための財源の充実について】

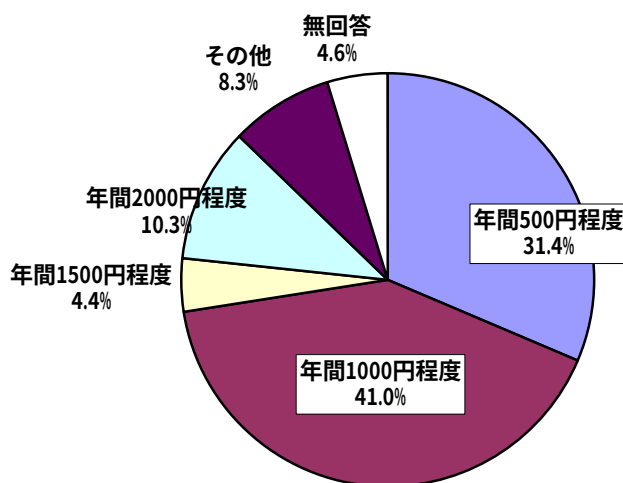
問5 森林ボランティアなどに参加できない人たちも含め、県民全体で「とやまの森林づくり」を支援していく観点から、県民が広く費用を分担し、森づくりの財源を充実していく方法が考えられます。すでに、全国では「森林環境税」などの方法で、県独自に森林整備の財源を確保している県が13県※あります。

富山県の森林を守り育てるために新しい税をつくることについてどう思いますか。次の中から1つあげてください。



・「賛成である」「負担の程度によっては賛成である」「使いみちによっては賛成である」をあわせると、84.5%が森林を守り育てる新しい税の導入に賛成しており、「反対である」は10.7%となっている。また、使いみちについての関心が高い。

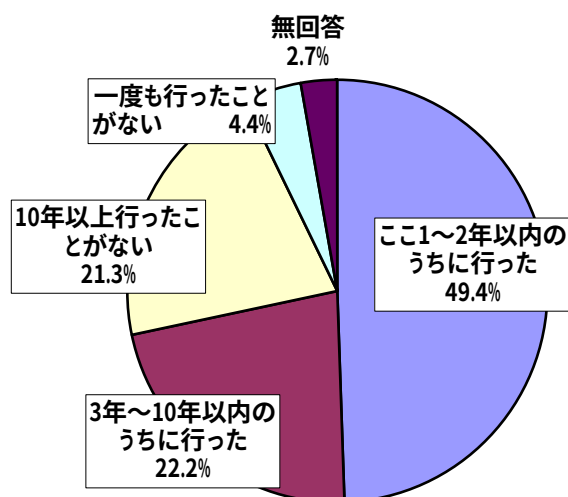
問6 県民が幅広く森林づくりに参加していくための税として、仮に、あなたが費用を分担するとしたら、年間どのくらいなら協力してもよいと思いますか。次の中から1つあげてください。



・「年間1000円程度」が41%と最も高く、次いで「年間500円程度」が31.4%となっている。
・年間1000円～2000円程度の累計では55.7%、年間500円～2000円程度の累計では87.1%となっている。

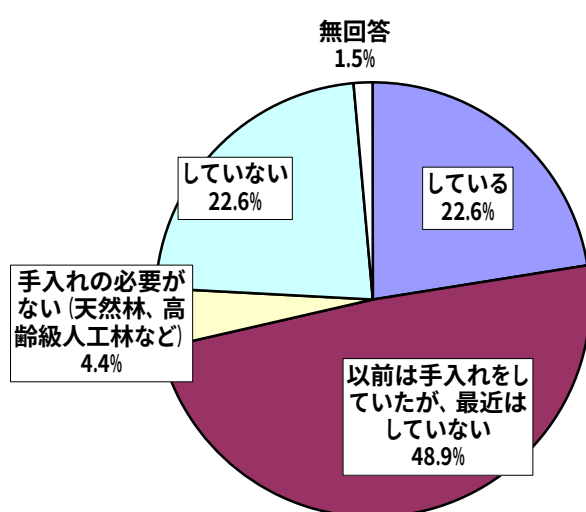
森づくりに関する森林所有者アンケートの結果概要

問1 あなたの所有されている森林に行ったのはいつですか。次の中から1つあげてください。



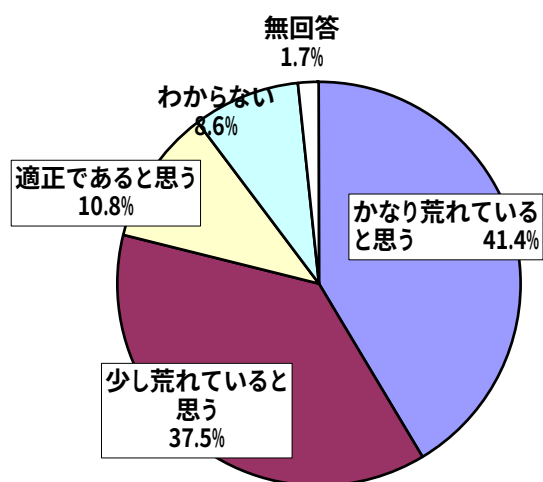
- ・「ここ1～2年以内のうちにいったことがある」と回答した所有者が49.4%と最も多く、次いで、「3年～10年以内のうちにいった」の22.2%となっているが、25.7%は「10年以上行ったことがない」「一度も行ったことがない」と回答している。

問2 あなたの所有されている森林の手入れをしていますか（森林組合などへの施業委託も含む）。次の中から1つあげてください。



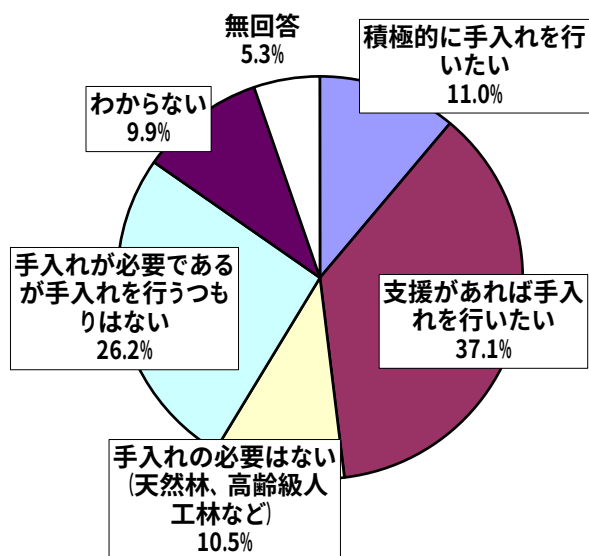
- ・「以前は手入れを行っていたが最近はい手入れを行っていない」との回答が48.9%と最も多く、「している」「していない」が同数の22.6%となっている。

問3 あなたの所有されている森林の現状をどう思いますか。次の中から1つあげてください。



・「かなり荒れていると思う」「少し荒れていると思う」との回答者は合わせて 78.9%おり、所有者自身も森林の荒廃を認識している。

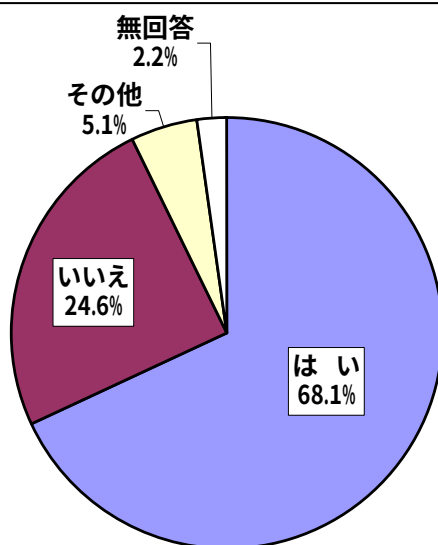
問4 あなたの所有されている森林について、今後、どのようにしていきたいと思いますか。次の中から1つあげてください。



・「積極的に手入れを行いたい」「支援があれば手入れを行いたい」とする回答者が 48.1%いる反面、手入れの必要性を認識していても手入れを行うつもりはないとする回答者も 26.2%いる。

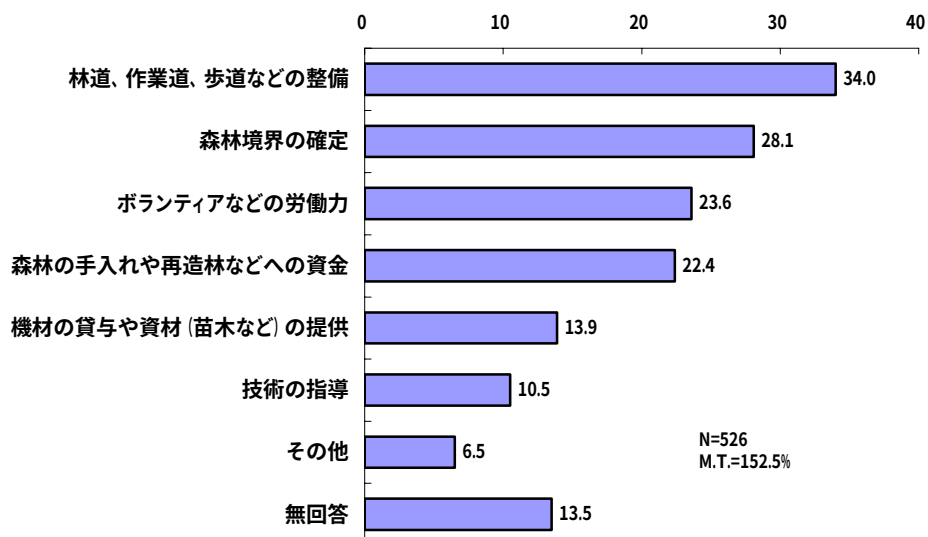
問5 問4で「4. 手入れが必要であるが手入れを行うつもりはない」をあげた方にお聞きします。

自己負担がなければ、森林の手入れを行いますか。次の中から1つあげてください。



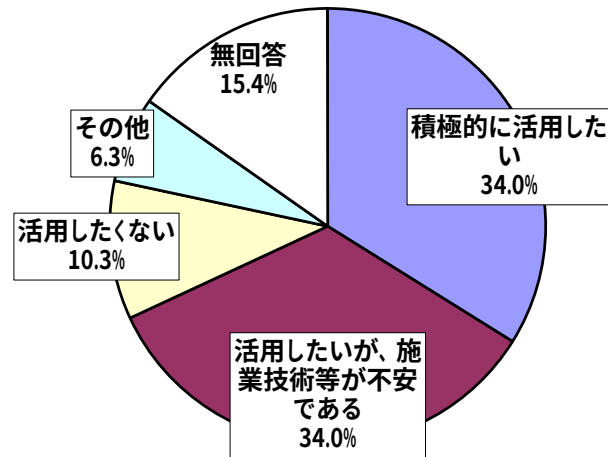
- ・問4で「手入れを行うつもりはない」とした回答者の 68.1%（回答者全体の 17.9%）が「自己負担がなければ手入れを行う」としている一方、24.6%（回答者全体の 6.5%）は、たとえ自己負担がなくても手入れを行うつもりはないと回答している。

問6 森林の手入れを行うため、どのような支援があればよいと思われますか。次の中から2つまであげてください。



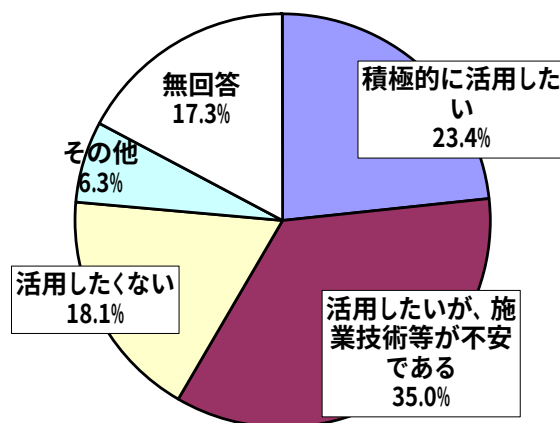
- ・森林の手入れを行うためには、道路整備や森林境界の確定などの条件整備、労働力や森林整備のための資金の援助が必要と考える回答者が多い。

問7 県民参加の森林づくりを進めていく動きもありますが、あなたは、市町村や地域と協定を結んだうえで、森林ボランティアが無償で森林づくりを行うことについてどう思いますか。次の中から1つあげてください。



・ボランティアの活用には68%が前向きな回答をしているが、そのうちの半数はボランティアの施業技術に不安を抱いている。

問8 森林所有者が提供する森林を、希望する人が利用料を払って森林整備やきのこの収穫など楽しむ仕組み（里山林オーナー制度）があります。あなたは、この方法で森林の手入れを行うことについてどう思いますか。次の中から1つあげてください。



・里山オーナー制度の活用には58.4%が前向きであるが、35%はオーナーとなる人の施業技術等に不安があるとしている。

〈 用語の解説 〉

用語の解説

《あ行》

有峰森林文化村

有峰を愛し、基本理念に賛同し、何らかの活動をしようとする人を、村民といい、有峰森林文化村とは、この村民のみなさんに、森林美と静寂にあふれた有峰で、憩い、学び、守るといった森林文化活動をしていたところである。有峰森林文化村は、「水と緑といのちの森を永遠に」を、その基本理念としている。

枝打ち

節のない木材を生産すること等を目的に、立木の枝を切り落とす作業。

《か行》

カシノナガキクイムシ

体長五ミリ弱のクイムシの一種。カシやナラに集団で穿入して病原菌を持ち込み、枯死被害を発生させる。

間伐

育成段階にある森林内における樹木の混み具合に応じて、育成目的の樹木の密度を調整するために伐採(間引き)する作業。植栽木の木材的価値を高めるとともに、林内を明るくして森林の有する多面的機能を維持・向上させる。この作業により生産された丸太が間伐材。一般に、除伐後、主伐までの間に育成目的に応じて間断的に実施。

くん蒸処理

有毒ガスでいぶして殺虫・消毒を行うこと。

県産材アドバイザー

地元で育った木を使うことは、循環型社会の形成や地球温暖化防止のために重要な

ことから、木材利用の太宗を占める住宅分野で県産材の利用をすすめるため、広く県民の方々に県産材利用についてアドバイスしていただくことを目的として富山県が養成した人。

県税

県が公共サービスを提供するための資金を得る目的で、特別の給付に対する反対給付なしに法令の定めに基づいて徴収するもの。普通税と目的税がある。

県民税

県民税は、県の行政経費の一部を広く多数の住民が負担し、その負担を通じて住民が自治行政に参画することを目的とした県の基幹税である。県民税には、個人県民税と法人県民税があり、個人県民税には、①県民が等しく負担する均等割、②その所得に応じて負担する所得割及び③その他(利子割、配当割等)があり、法人には、①法人の外形的規模に応じて負担する均等割及び②法人税額に応じて負担する法人税割がある。

更新

伐採等により樹木が無くなった箇所に、植林を行うこと等により新しい森林をつくること。

個人県民税(均等割)

個人県民税均等割は、①県内に住所がある人又は、②住所はないが家屋敷、事業所等がある人が負担する。均等割は、所得にかかわらず一定の額を負担するものであり、税額は1,000円である。県民税均等割及び所得割は市町村民税と併せて徴収される。

国有林

国が所有する森林。

《さ行》

作業道

林道等から分岐し、立木の伐採、搬出、造林等の作業を行うために作設される簡易な構造の道路。

里山

人が日常生活を営んでいる地域に隣接し、又は近接する土地に存する森林であって、人により維持若しくは管理がなされており、又は、かつてなされていたものをいう。

里山オーナー制度

森林所有者から提供された里山などを利用しやすい区画に区切って、市民などが使用料を支払ってオーナーとなり、山村住民と都市住民の交流により、森づくりをはじめとした里山の多様な利用を目指すもの。

里山再生林

地域ニーズや森林の状態、生息・生育する動植物などに応じた、多様な里山の再生を目指す集落周辺の里山二次林。

資源循環型社会

環境への負荷を減らすため、自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、それを有効に使うことによって、廃棄されるものを最小限におさえる社会。自然の循環（自然生態系）に大きな負荷を与えず、その再生に人間が積極的に関与する。

下刈り

植栽した苗木の生育を妨げる雑草や灌木を刈り払う作業。一般に植栽後の数年間、毎年、春から夏の間に実施。

市町村森林整備計画

森林法に基づき、市町村長が、地域森林計画に即しつつ、市町村の実情に応じた造

林・保育・伐採時期などの森林整備及び施業の共同化の促進、担い手の育成など、森林整備の条件整備に関する事項について、10年を一期として5年ごとに樹立する計画で、地域森林計画対象森林（民有林）を有する全ての市町村で策定する。

循環型木材生産林

持続的な木材生産を目指す、道から近く生産力のある人工林。

除伐

育成の対象となる樹木の生育を妨げる他の樹木を刈り払う作業。一般に、下刈を終了してから、植栽木の枝葉が茂り、互いに接し合う状態になるまでの間に数回実施。

針広混交林

スギやヒノキなどの針葉樹と、コナラなどの広葉樹が混生している森林。

人工造林（植林）

苗木の植栽、種子のまき付け、挿し木等の人為的な方法により森林を造成すること。

人工林

人工造林により成立した森林。

薪炭林

薪及び木炭の原材料となる木材の生産を目的とする森林で、主に伐採後の株から萌芽により更新する。

森林環境教育

森林林業をテーマとして体験を重視しながら行う環境教育、森での体験を通して豊かな人間形成を目指す体験教育で、知識、体験を問わず森林や林業に関して学ぶこと。

森林組合

森林組合とは、森林所有者の社会的経済的地位向上と森林の保続培養と森林生産力の増進を図る目的で作られた森林所有者の協同組合で、施業、販売、購買などを共同化するもの。

森林生態系

ある植生地域に生息する各種生物（植物と動物）が密接な関係をもちながら共存する状態を総括するという。

森林整備

森林施業とそのために必要な施設(林道等)の作設、維持を通じて森林を育成すること。

森林整備地域活動支援交付金

計画的な施業を推進するため、現況調査や境界確認などの地域活動を行った森林所有者等に1ha当り1万円が支払われる制度。

森林施業（施業）

目的とする森林を造成、維持するための造林、保育、伐採等の一連の森林に対する人為的行為。

森林施業計画

森林の持つ諸機能が持続的かつ高度に発揮されるよう、計画的、合理的な森林施業を確保するため、森林所有者等が自発的に単独または共同で作成する具体的な伐採・造林等の5カ年間の計画。

森林の公益的機能

社会公共に利益をもたらす機能で、水の貯蓄、洪水防止、気候緩和、二酸化炭素吸収、野生動植物保護、保健教育等の機能をいう。

森林バイオマス

木材（丸太）を生産する過程で森林内で発生する間伐材や端材、工事に伴う支障木等

のほか、公園の樹木の剪定枝等も含め、燃料等の資源として利用できるクリーン（自然の樹木と同じ状態で、樹脂の注入等がされていないこと）でピュア（建築廃棄物のように混合物がないこと）な森林資源。

G I S

Geographic Information System（地理情報システム）の略で、地図や空中写真等の森林の位置や形状に関する図面情報と、林種や林齢等の文字・数値情報を、コンピュータ上で総合的に管理、分析、処理するシステム。地図上に様々な情報を重ね合わせて表示し、関連づけて解析できる。

水源かん養

雨水を蓄え、渇水を緩和するとともに、地表流出水の減少を図り、洪水を防止する機能。

生物多様性

生物多様性とは、地球上に存在する多様な生物すべてに違いがあることを意味し、大きく「生態系の多様性」「種の多様性」「種内の多様性」に分けられる。

生物多様性の保全

様々な生物が相互の関係を保ちながら、本来の生息環境の中で繁殖を続けている状態を保全すること。

遷移

時間の経過に伴って植物の構成が移り変わる現象。

《た行》

択伐

森林内の樹木の一部を抜き伐りすることで、主伐の一種。

地域森林計画

森林法に基づき、都道府県知事が森林計画区ごとに10年を一期として5年毎に樹立する計画で、都道府県の森林関連の施策の方向性や伐採、造林、林道、保安林の整備の目標等を定め、市町村森林整備計画の規範となるもので、富山県では「神通川」「庄川」の2つの森林計画区がある。

治山事業

災害防止や水源のかん養など森林の公益的機能を高度に発揮させるため、保安林等における森林整備や防災施設整備を行う事業。

超過課税

地方団体が財政上その他の必要があると認める場合に、標準税率を超える税率により地方税を課税することをいう。超過課税を行う場合の税率を超過税率という。

長伐期施業

通常の主伐林齢(例えばスギの場合40年程度)のおおむね2倍に相当する林齢を超える林齢で主伐を行う森林施業。

長伐期林

伐採年齢を通常の倍(40～60年→80～100年)に延ばし、下層植生と表土を安定させる森林。

天然更新

植林等の人為によらずに森林の造成を行うこと。自然に落ちた種子の発芽や樹木の根株からの萌芽等による方法がある。必要に応じて、ササ類の除去等の人手を補助的に加えることもある。

天然林

主に天然の力によって造成された森林。

とやまの森づくりサポートセンター

森づくりへの県民参加の推進や、森づくり活動グループの連携支援、活動グループの設立、運営支援など、県民参加の森づくり活動を幅広く支援するため、平成17年10月に設立された組織。

とやまの森づくりプラン

「とやまの森づくり基本指針」に沿って、とやまの森づくりのあり方やその推進体制などの基本的な事項について定めたもの。

《な行》

二次林

その土地本来の植生が、災害や人為などによって置き換えられた発達途中の森林状態のことで、本県の丘陵地帯での潜在植生はウラジログシなどの常緑広葉樹であり、二次林の多くはコナラ・アカマツ林となっている。

日本学術会議

我が国の人文・社会科学、自然科学全分野の科学者の意見をまとめ、国内外に対して発信する日本の代表機関。科学が文化国家の基礎であるという確信のもとに、科学の向上発達を図り、行政、産業及び国民生活に科学を反映、浸透させることを目的として、昭和24年(1949年)1月に内閣総理大臣の所轄の下に「特別の機関」として設立された。日本学術会議は、全国約79万人の科学者の代表として選出された210人の会員により組織されている。

《は行》

バイオマス

「再生産可能な生物由来の有機性資源で、

化石資源を除いたもの。」バイオマスは、地球に降り注ぐ太陽のエネルギーを使って、無機物である水と二酸化炭素から、生物が光合成によって生成した有機物であり、ライフサイクルの中で、生命と太陽エネルギーがある限り持続的に再生産可能な資源である。

伐期

主伐が予定される時期。

花とみどりの少年団

心豊かな人間性を養うことを目的として、緑に親しみ、守り育てる活動を行う小中学生により組織されている団体。

標準税率

地方税法における税率の分類の一つ。地方税法によって地方団体が課税する場合に通常用いることとされている税率であるが、その財政上その他の必要があると認める場合においては、地方団体の判断によって標準税率と異なる税率を条例で定めることができる。

標準伐期齢

森林生産力（森林の有する機能）が高度に発揮される年齢として定められている森林の伐期齢。

フォレストリーダー

富山県版の森林インストラクターとして、小中学校から養成された森林教室や、花とみどりの少年団活動において、森林・林業の指導者として、森林内でのふれあい体験を支援・演出する役割を担っていただく人達。

普通税

収入された税が用途を制限されることなく自由に使用できる税のこと。

保安林

水源かん養など特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。伐採や土地の形質の変更が制限される。

保育

植栽終了後、育成の対象となる樹木の生育を促すために行う下刈り、除伐等の作業の総称。

法人県民税（均等割）

法人県民税均等割は、県内に事務所を有する法人が負担する。法人の所得の有無にかかわらず、資本等の金額により一定の税額を負担するものである。税額は資本等の金額に応じ、年2万円～80万円まで5段階に分かれている。

法定税

地方税法により税目が法定されているもの。例：個人県民税、法人事業税。

法定外税

地方税法に定める税目（法定税）以外に、条例により税目を新設することができる。これを法定外税という。このうち普通税を法定外普通税(例：北海道・核燃料税)、目的税を法定外目的税（例：三重県・産業廃棄物税）という。法定外税を新設し又は変更する場合には、総務大臣に事前に協議し、その同意を得ることが必要とされている。

保健・レクリエーション機能

森林浴、レクリエーションなどの場、としての利用により、人々に安らぎや癒しを与える機能。

《ま行》

松くい虫

マツノザイセンチュウを媒介し、松を枯死させる森林害虫の総称。

緑の募金

「国民参加の森林づくり」を地球的規模で進めるため、平成7年に制定された「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」に基づいて、毎年、農林水産大臣の定める期間内に限って行われる募金で、富山県内では（社）とやま緑化推進機構が実施主体となって募金活動を行っている。募金は、緑化の啓発、緑化の推進、花とみどりの少年団の育成などに活用される。（H17年実績 15,245 千円） 旧緑の羽根募金。

民有林

国有林以外をいい、個人、会社、社寺等が所有する私有林、都道府県、市町村、財産区等が所有する公有林に区分される。

モウソウチク

モウソウチクは北海道から南西諸島の各地に植栽され、竹林を形成している。1736年に中国から薩摩藩にもたらされたという。マダケよりも大きくて太く、樹高 12 mになる。この高さまで一ヶ月ほどで一気に到達してしまう。筍（タケノコ）は柔らかく大形であるため食用に供される。稈は物理性が劣るため繊細な細工物の素材としては一級品ではなく、花器、ざる、かご類、すだれ、箸などのほか建築材料などとして用いられる。

目的税

当該税収入のすべてを特定の目的のために使用しなければならない税のこと。

《ら行》

立木

土地に生育する個々の樹木。

林家

林業を営む世帯。2000年世界農業センサスでは、1ha以上の山林を所有する世帯。

林業経営体

林地の所有、借入などにより森林施業を行う権原を有する、世帯、会社など。

林業事業体

林業経営体からの委託等により、素材生産、森林整備等行う森林組合、造林業者、木材生産者等。

林産物

林野から生産または採取される産物。木材の他に薪や木炭、しいたけなどのきのこ類、樹液採取（うるし）などの特用林産物などがある。

林齢

森林の年齢。人工林では、苗木を植栽した年度を1年生とし、以後、2年生、3年生と数える。

齢級

林齢を一定の幅でくくったもので、一般的には5年をひとくりにしている。例えば1～5年生は1齢級。